

令和 6 年 9 月定例会
商工建設常任委員会会議録
令和 6 年 9 月19日・24日

場 所 第 5 委員会室

令和 6 年 9 月 19 日 (木曜日)

午前10時10分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 令和 6 年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 4 号)
- 議案第 2 号 令和 6 年度宮崎県港湾整備事業
特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 4 号 道路占用料徴収条例の一部を改
正する条例
- 議案第 6 号 宮崎県中小企業者等向け融資に
係る損失補償に関する条例の一
部を改正する条例
- 議案第 8 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 21 号 令和 6 年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 5 号)

○報告事項

県が出資している法人等の経営状況について

- ・公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
- ・公益財団法人宮崎県産業振興機構
- ・公益財団法人宮崎県観光協会
- ・公益財団法人宮崎県国際交流協会
- ・公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
- ・宮崎県道路公社

○その他報告事項

- ・日向灘沖の地震及び台風第10号における商工
観光関連の被害状況について
- ・宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振
興戦略に基づく令和 5 年度の主な取組につい
て
- ・令和 5 年宮崎県観光入込客統計調査結果 (概
要) について
- ・宮崎県観光振興計画に基づく令和 5 年度の主
な取組について

- ・みやざきグローバルプランに基づく令和 5 年
度の主な取組について
 - ・「みやざき館KONNE KITTE大阪店」
のオープンについて
 - ・日向灘における地震及び台風第10号による被
害状況について
 - ・宮崎港における「みなと緑地PPP」活用の
検討について
 - ・港湾脱炭素化推進計画について
- 閉会中の継続審査について

出席委員 (7 人)

委 員 長	山 下 寿
副 委 員 長	今 村 光 雄
委 員	日 高 陽 一
委 員	安 田 厚 生
委 員	本 田 利 弘
委 員	松 本 哲 也
委 員	渡 辺 正 剛

欠席委員 (1 人)

委 員	外 山 衛
-----	-------

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	川 北 正 文
商工観光労働部次長	柏 田 学
企業立地推進局長兼 企 業 立 地 課 長	児 玉 洋 一
観光経済交流局長	佐 野 晃 浩
部参事兼商工政策課長	塩 田 康 一
経営金融支援室長	酒 匂 晋 也
企 業 振 興 課 長	鍋 島 宏 三
食品・メティカル産業推進室長	井 上 裕 二
雇用労働政策課長	湯 浅 聡

観光推進課長	北 菌 武 彦
スポーツランド推進課長	渡 邊 陽 生
国際・経済交流課長	児 玉 利 文
工業技術センター所長	福 山 旭
食品開発センター所長	平 川 良 子
県立産業技術専門校長	大 衛 正 直

県土整備部

県土整備部長	桑 畑 正 仁
県土整備部次長 (総括)	井 上 大 輔
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	松 山 英 雄
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	中 原 学
高速道対策局長	栗 山 健 作
管理課長	鬼 塚 保 行
用地対策課長	前 村 敦 子
技術企画課長	植 村 幸 治
工事検査課長	児 玉 広 文
道路建設課長	田 中 智 也
道路保全課長	椎 葉 倫 男
河川課長	和 田 安 生
ダム対策監	山 下 修
砂防課長	小 倉 浩 嗣
港湾課長	岩 切 靖 考
空港・ポート セールス対策監	岡 部 章
都市計画課長	松 田 豪 紀
美しい宮崎づくり 推進室長	村 岡 昭 彦
建築住宅課長	松 田 真 二
営繕課長	下 温 湯 盛 久
設備室長	久 保 田 昌 信
高速道対策局次長	岩 切 道 雄

事務局職員出席者

議事課主査	岩 下 恵 美
総務課主任主事	徳 永 采 香

○山下委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開催いたします。

まず、委員席の決定についてであります。

お手元に配付していました委員席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時15分再開

○山下委員長 委員会を再開いたします。

まず、去る7月17日の閉会中の常任委員会において、私が委員長に選任されましたので、御報告を申し上げます。

次に、新しく当委員会に選任されました委員を紹介いたします。

東諸県郡選出の渡辺委員でございます。

当委員会は、新しい8名の体制となりましたが、執行部の皆様には引き続きよろしく願っています。

次に、本委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○川北商工観光労働部長 説明に入ります前に、1 点お礼を申し上げます。

8 月 22～30 日にかけて、ブラジル宮崎県人会創立 75 周年記念式典等に出席するため、ブラジル、アルゼンチンを訪問してまいりました。県議会からは野崎副議長にも御参加いただきました。誠にありがとうございました。

式典には、ブラジル全土から本県出身者やその御家族など約 320 名が参加されまして、節目となります 75 周年をお祝いしたところです。

また、パラグアイ及びアルゼンチン宮崎県人会との交流会にも参加いたしまして、本県出身者の皆様との絆をより強固なものにしたところでございます。今回の訪問をきっかけに、今後とも本県の魅力発信、交流促進を図ってまいります。

それでは、本委員会で御審議いただきます商工観光労働部所管の議案等につきまして、概要を御説明させていただきます。

商工建設常任委員会資料 2 ページの目次でございます。

まず、1 の予算議案でございます。

議案第 21 号「令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 5 号）」では、先月 8 日に日向灘沖で発生いたしました地震を受け、県内企業の災害対

応力の強化を図るとともに、本県への観光需要を早急に回復するため予算を計上するものであります。

次に、2、特別議案であります。

議案第 6 号「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例」は、本条例に基づき、知事が求償権の放棄等を承認した場合、議会へ報告することとするため、所要の改正を行うものであります。

次に、3、報告事項であります。県が出資している法人等の経営状況について御報告いたします。

最後に、4、その他報告事項といたしまして、日向灘沖の地震及び台風第 10 号における商工観光関連の被害状況についてほか 5 件について、御報告させていただきます。

それでは、3 ページをお願いいたします。

商工観光労働部の補正予算額について、表にまとめております。

一般会計の補正額は、表の 2 段目、一般会計の行、左から 2 列目の欄にありますとおり、2 億 1,427 万 2,000 円の増額でございます。

この結果、商工観光労働部全体の補正額は、表の 1 段目、商工観光労働部の行、左から 2 列目の欄にありますとおり、先ほどの 2 億 1,427 万 2,000 円が増額となり、その隣の補正前の額 496 億 4,117 万 9,000 円に今回の補正額を足した補正後の額は 498 億 5,545 万 1,000 円となります。

なお、議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、担当課長から御説明いたします。御審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了

した後にお願いいたします。

○塩田商工政策課長 議案第21号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」につきまして、御説明いたします。

常任委員会資料の4ページを御覧ください。

補正額は、左から3列目の補正額の一番上の欄にありますとおり877万2,000円の補正をお願いするものです。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の補正後の額の上から2番目の欄にありますとおり419億6,787万7,000円となります。

その内容につきまして、御説明いたします。

5ページを御覧ください。

表の左から3列目、(事項)小規模事業対策費877万2,000円の増額であります。これは、説明及び事業名欄にありますとおり、南海トラフ地震等の対策に伴う補正となります。

新規事業「中小企業BCP策定等緊急支援事業」について、次の6ページで御説明いたします。

右上に記載してありますとおり、予算額は877万2,000円、財源は一般財源です。

事業の目的ですが、自然災害発生時等における県内企業の災害対応力及び災害後の復旧力を底上げするため、中小企業等の事業継続力を強化する取組に対して支援を行うものであります。

右の表の全国のBCP策定率にありますとおり、赤枠で囲んでいる箇所になりますが、本県のBCP等の策定率は18.1%であり、同じく赤枠の全国平均である19.8%を下回っている状況にあります。

また、右の日本地図にありますとおり、本県と同じく南海トラフ地震の想定震源域にあります高知県は33.3%、静岡県は26.8%などと比べても低くなっております。

このような状況を踏まえ、県内事業者のBCP策定率を高め、事業継続力を強化することが重要と考えております。

次に、(1)の事業内容ですが、①のBCP策定支援では、本県版のBCPのひな形を作成し、商工団体等と連携して普及・啓発を行います。

また、②の災害対策実行支援では、策定したBCP等に基づき、自家発電設備など、災害対策設備等を導入する事業者に対し、導入費用の一部を補助することとしております。

(3)の成果指標であります。先ほど御説明いたしました、県内企業のBCP等策定率について、現在の18.1%から20%へと引き上げることを目標としております。

事業期間は、令和6年度の単年度となります。

続きまして、10ページを御覧ください。

議案第6号「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

本年6月定例会の常任委員会におきまして、損失補償に関する条例に基づく求償権の放棄等の承認について、その他報告事項で御報告させていただいたところでありますが、常任委員会委員長報告におきまして、求償権の放棄等の承認は、重要な案件であるため、今後、条例を改正し、知事の承認後速やかに議会へ報告することの要望を受けておりました。それを踏まえ、本承認の重要性や他県の状況等を検討し、今回、条例の改正案を提出させていただいたものであります。

議案の内容を御説明いたします。

1の改正の理由ですが、「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例」に基づき、求償権の放棄等の承認を行った場合に議会への報告を行うため、所要の改正を行うもので

あります。

2 の改正の内容ですが、まず、条例第 3 条において、保証協会からの求償権の放棄等の申出について、知事が承認できると規定しております。

今回の改正では、条例第 4 条に、「知事が第 3 条の規定に基づき求償権の放棄等を承認したときは、議会に報告しなければならない」とする規定を追加するものであります。

最後に、3 の施行期日ですが、公布の日からとなります。

○北園観光推進課長 当課の補正予算について御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の 7 ページをお開きください。

当課の補正予算額は、表の左から 3 列目、補正額の欄にありますとおり、一般会計で 2 億 550 万円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計予算額は、右から 3 列目、補正後の額の欄にありますとおり 15 億 9,891 万 5,000 円となります。

補正の内容につきましては、8 ページを御覧ください。

(事項) 国内観光宣伝事業費の説明及び事業名欄の、1、新規事業「観光みやざき緊急誘客事業」2 億 550 万円であります。

事業の詳細につきまして御説明いたします。

9 ページをお開きください。

新規事業「観光みやざき緊急誘客事業」であります。予算額は 2 億 550 万円で、財源は一般財源であります。

まず、事業の目的であります。今回、最大震度 6 弱の地震に加え、国から初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されたことにより、県内の宿泊業におきまして、地震直後の予約キャン

セルだけではなく、地震以降の新規予約も入りづらいついた状況ですとか、海外におきましても、本県が重点市場としている韓国や台湾を中心に本県への旅行を敬遠する動きが見られるなど、本県観光への影響が生じたところであります。

このため、国内外の観光客の不安を払拭するとともに、本県への観光需要を早急に回復するため、緊急的な誘客対策を行うものであります。

次に、事業の概要であります。事業内容につきましては、①国内誘客対策として、本県観光に対する旅行マインドを回復させ、団体客やグループ旅行を中心とした誘客を図るため、旅行会社と連携した旅行商品造成や情報発信等による誘客プロモーションを行うものであります。

具体的には、旅行会社の商品造成意欲を高めるため、送客実績に応じて 1 人 1 泊当たり 3,000 円の補助を行いますとともに、旅行会社のプロモーション経費の一部を補助することで、本県の旅行商品の販売の促進を図り、本県に対する不安払拭と魅力向上につながる情報発信を行うものであります。

②の海外誘客対策としましては、韓国・台湾との直行便の増便・再開に向け、本県観光に対する旅行マインドを回復し、韓国・台湾の両路線を活用したインバウンドの誘客拡大を図るため、航空会社や旅行会社と連携した誘客プロモーションを行うものであります。

具体的には、現地旅行会社と連携した本県旅行商品の販売促進活動ですとか、航空会社等と連携したプロモーション活動、インフルエンサーの招請などを行うものであります。

事業の仕組みとしましては、(2)に記載のとおり、県観光協会への補助としております。

(3)の成果指標ですが、延べ宿泊者数につ

きまして、現状、令和5年の338万人から令和6年に360万人まで増加させることを目標としております。

最後に、事業の期間につきましては、令和6年度の単年度であります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんでしょうか。

○本田委員 6ページの「中小企業BCP策定等緊急支援事業」についてなんですけれども、BCPの策定率を見て、結構、低いということを感じました。

それで、東日本大震災を受けた県でも、21～22%という中で、やはりこの啓発とか、すごく大事なのかなと思っているんですが、このひな形の作成と普及啓発で300万円という予算についてもう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

○塩田商工政策課長 策定をしていない理由について、民間会社が調査をしたら、ノウハウとかスキルがないといったような理由ですか、あと、業種ごとのマニュアルがないとか、想定されるリスクが分からないといった理由が多かったところがございます。

そういったことから、本県においては、本県の災害特性とか、想定されるリスクに応じて、業種ごとに簡単につくれるような、そういったものをお示しして企業の策定率を高めたいと思っております。

○本田委員 ひな形について、もう少し踏み込んでお話を聞きたいんですけれども、今はエクセルとかそういうものでひな形をつくっていくような感じなんですか。それとも、ソフトウェアとして何か確立させていくんですか。

○塩田商工政策課長 なるべく簡易につくれるような形を想定しております。他県でも同様なひな形をつくっているところがございます、

ボリューム的にはA4で1枚とか、A3で1枚とか、そういった形を想定しています。つくってもらうというところが大事ですので、そこに穴埋め方式で入れ込んでもらうような形を取っている県もありますので、またそういったものも参考にしながら、本県独自のものをつくっていきたいなと思っております。

○本田委員 もう一つ、普及啓発について、すごく大事なかと、今、お話を聞いて思ったんですけれども、どういったことを推進されようとしているのでしょうか。

○塩田商工政策課長 県内の商工会議所とか商工会のほうに、経営指導員の方がいらっしゃいます。日常的に各企業を回っておりますので、その方々に普及啓発をしていただきたいと思います。そして、経営指導員向けの学習会みたいなことを行いまして、そこでひな形を周知して、広めていっていただくという形を考えております。

○本田委員 この全国の数値を見るとかなり厳しいんだなと感じたものですから、非常に大事なところだと思っていますので、しっかりと取組をお願いします。

○安田委員 同じ6ページで、先ほど商工会の名前が出てきましたので、また商工会の職員の負担が増えるなと思っていますところ。

その分、県のほうはちゃんとした予算を確保してほしいなと思っていたところです。

9ページなんですけれども、事業内容の国内誘致で、情報発信、誘客のプロモーションを進めていくということでもあります。

これまでもしてきたと思うんですけれども、それ以上のプロモーションとか、そういうのをしていくのか。それと、1人3,000円の補助をするということでもありますけれども、そっちのほ

うの重きを置いた方がいいのか、どちらなんでしょう。

○北園観光推進課長 ありがとうございます。

既存の予算内では、情報発信ですとか、これまでプロモーションとかやっております。

今回、災害規模としては、熊本地震や能登地震ほどの規模ではないんですけれども、この緊急誘客事業をお願いするに当たっては、南海トラフの地震臨時情報が国から初めて出されたということでしたので、それにより生じた不安払拭ということで、これに追加するような形で考えております。

今回、特に確実な誘客につながるものとして、旅行会社と連携した商品造成ですとか、実際に送客を促すことをしてもらって、その送客実績に応じた、1人1泊当たり3,000円の補助をすることによって、旅行会社との連携を踏まえて実績を上げていきたいと考えております。

○安田委員 次に、海外誘客対策なんですけれども、韓国・台湾便が就航するということで、大変ありがたいかと思っているところでありますが、この成果指標を見てみると、令和6年は360万人を目指すということでありまして、これがコロナ禍前はどうかだったのか、数字が分かれば教えていただきたいと思います。

○北園観光推進課長 成果指標についてですけれども、県の計画で定めている令和8年の数値目標値が、延べ宿泊者数460万人であります。それを達成するために、今回の地震による影響を最小限にとどめるような形で、令和6年の数値を360万人ということで設定しております。

この県の計画で定める数値目標ですけれども、国の計画での数値目標と同じ考えで、令和7年にコロナ禍前に戻すような形ということで、数値目標を設置しております。コロナ禍前の令和

元年だと432万人になっていきますので、令和7年にそこまでに持って行って、令和8年、同じようなパーセンテージで上昇するような形で460万人泊と設定しております。そこで、令和6年には今回の地震で減った分を下支えするような形で360万人泊に持っていきたいということで目標を設定しているところです。

○日高委員 関連して、このプロモーションということなんですけれども、被害が一番大きかったのは日南市、宮崎市だと思うんですが、日南市や宮崎市と何か連携することもあるんでしょうか。

○北園観光推進課長 緊急誘客事業を構築するに当たっては、その自治体——宮崎市とか日南市との情報、我々の事業とか自治体が考えている事業とかを——この前、報道でもありましたとおり、宮崎市のほうでは宿泊割引、日南市においてはクーポン事業を実施するということで、そういった事業と連携して、とにかく宮崎県内のほうに送客してもらおうという形で、県内の宿泊客を増加させる。目的は一緒なんですけれども、そこで県と市町村が連携して、それぞれがやっていくというような形で取り組んでもらいたいと思います。

○日高委員 ぜひ、ここをリンクさせて、来ていただきやすい形をつくっていただきたいと思います。やっぱり南海トラフ地震臨時情報が出て、全国がやばいというのがあったんですけれども、後の払拭に一番いいのは、9月7～8日に行われた日向坂46のフェスが、あれだけ盛り上がったところをもっと発信していただくと、「宮崎はもう大分ええっちゃね」と来られるんじゃないかなと思いますので、そういう発信とかもぜひやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○**本田委員** 今の9ページのところです。少し視点が違うんですけども、台湾や韓国の方々を誘致するに当たって、補助金など金銭的な支援もそうなんですが、ソフトバンクとかと話をしていると、いろんな誘致をするソフト面とか、そういったところのお話もよく聞きます。誘致にかかるAIの導入とかについて、長期的な検討とか何かされていることがあれば、教えてください。例えば、LINE台湾とかですね、そういう話を聞いたりしています。

○**北園観光推進課長** 今回の緊急誘客事業では、先ほど話のありました、ソウル線の増便とか台北線の再開といった追い風もあります。そういったのを生かして、今回、インバウンドのさらなる回復に努めるということで、具体的には、ここに書いてありますとおり、アジアナ航空のホームページでの誘客プロモーションの実施ですとか、テレビでの旅行商品販売のプロモーションとか、台湾におきましては、現地旅行博での出展とか、そういったものを今回の緊急誘客事業では盛り込んでおります。それ以外では、デジタルプロモーションとか、いろんなSNSを活用した事業などを、既存の事業でも行っているところです。

○**本田委員** ありがとうございます。

いろんなことを、いろんな県もやっているようにございまして、そういったところも含めて、今後よろしくお願いします。

○**山下委員長** それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○**鍋島企業振興課長** 当課が所管します公益財団法人宮崎県機械技術振興協会と公益財団法人宮崎県産業振興機構の経営状況につきまして、

御報告いたします。

まず、宮崎県機械技術振興協会の概要であります。

商工建設常任委員会資料11ページを御覧ください。

1の役割等ではありますが、機械技術振興協会は、機械金属工業の技術指導、調査研究を行うことにより、機械金属工業の振興に寄与することを目的として昭和54年に設立された公益財団法人であります。基本財産は300万円、その半分を県が出捐しております。

次に、2の事業内容ではありますが、機械技術振興協会は、延岡市大武町の延岡鉄工団地内にある宮崎県機械技術センターの指定管理者として、技術支援など、ここに主な業務4つをお示ししております。

3の組織等ではありますが、4月1日現在の体制をお示ししております。右側には、役員と常勤職員の状況をまとめておりますが、役員14名のうち県退職者が常務理事を、常勤職員4名のうち県退職者が事務局長を務めております。

続きまして、事業実績についてであります。

恐れ入ります、令和6年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）と表紙に記されました冊子の43ページを御覧ください。データは47ページとなります。

2の事業実績であります。

機械技術振興協会は、機械技術センターの指定管理者として、表中（1）の管理運営受託事業を実施しております。

①の技術支援では、金属加工を中心とした技術指導や機械設備取扱研修などを行うとともに、②の設備利用では、センター内にある電子顕微鏡などの機器類を企業が利用する際、その利用

に支障がないよう対応しております。

また、③の依頼試験では、企業の依頼に基づきコンクリート強度試験などを実施したほか、④～⑦の事業を行いました。

続きまして、経営状況についてであります。

159ページの宮崎県出資法人等経営評価報告書を御覧ください。データは163ページとなります。ページの中ほど、左側に県関与の状況とあります表の財政支出等、令和5年度のところを御覧ください。

県委託料5,890万3,000円は、機械技術センターの指定管理料であります。

また、その下の、主な県財政支出の状況であります。指定管理料のみとなっております。

次に、ページの下の左側に活動指標とあります表を御覧ください。

令和5年度は、①の技術相談件数など3つの指標につきまして、全て目標値を上回っております。

次に、財務状況につきまして、160ページを御覧ください。データは164ページになります。ページの一番上、財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和5年度のところを御覧ください。

上から3段目、当期経常増減額はマイナス7,000円、その3つ下の段、当期経常外増減額はゼロであり、その下の段、当期一般正味財産増減額はマイナス7,000円となっております。

次に、右側、貸借対照表の令和5年度のところを御覧ください。

一番上の資産は1,900万5,000円、3つ下の段、負債は441万円で、これにより、その3つ下の段、正味財産は1,459万5,000円となっております。

続きまして、ページの中ほど、左側に財務指標とあります表を御覧ください。

令和5年度は、②の人件費比率のみ目標値を

上回っております。①の目標達成に向け、機械技術振興協会は、外部資金の獲得など自己活動資金の確保に努めるとしております。

次に、ページの一番下、左側に総合評価とあります表を御覧ください。

上の段の左側、公社等の自己評価であります。が、機械技術振興協会では、活動内容をA、財務内容及び組織運営をそれぞれBと評価しております。

上の段の右側、県の評価であります。が、活動内容をA、財務内容をB、組織運営も同じくBと評価したところであります。

機械技術振興協会は、新たにSNSを開設し、企業への情報発信をしっかりと行うとともに、活動指標では全ての指標が目標値を上回るなど、企業のニーズに適切に対応されていることを高く評価しております。

今年度から、改めて機械技術センターの指定管理をお願いしており、企業のニーズに寄り添った運営がなされることを期待しているところであります。一方、財務面におきましては、県からの指定管理料への依存度が高い状況にあります。安定した運営のためにも、自己活動資金を確保する取組も必要ではないかと考えているところであります。

なお、48～50ページにかけまして、データでは52～54ページとなります。が、令和6年度事業計画書を掲載しております。その内容につきましては、令和5年度と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

機械技術振興協会につきましては、以上でございます。

続きまして、宮崎県産業振興機構の経営状況について御報告いたします。

商工建設常任委員会資料12ページを御覧ください。

さい。

1の役割等ではありますが、産業振興機構は、県内中小企業の経営基盤強化や新事業の創出などに資する事業を行うことにより、本県産業の振興と活力ある地域社会の形成への寄与を目的に、昭和59年に設立された公益財団法人であります。

総出資額は8,300万円で、その16.9%に当たる1,400万円を県が出捐しております。

次に、2の事業内容ではありますが、産業振興機構は、経営課題等に対する相談、助言に関する事業など、6つの業務に当たっております。

3の組織等ではありますが、4月1日現在の体制をお示ししております。右側には、役員と常勤職員の状況をまとめておりますが、役員11名のうち、県関係者は、理事長、副理事長及び常務理事をはじめ8名となっております。

また、常勤職員21名のうち、県関係者は、県からの派遣が12名、退職者が6名の18名となっております。

続きまして、事業実績についてであります。

もう一度、令和6年9月県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)と表紙に記されております冊子の51ページを御覧ください。データは55ページとなります。

2の事業実績であります。

表中(1)の経営課題等に対する相談、助言に関する事業のうち、③のよろず支援拠点事業では、中小企業等からの経営に関する相談事に対し、助言・指導を行っております。

同じく(2)の新事業の創出、新分野への進出等に対する助成に関する事業につきましては、次の52ページ、データは56ページになりますが、ここに掲げております産学官による共同研究や廃棄物のリサイクル技術の開発など、5つの事

業において中小企業を支援したところであります。

53ページを御覧ください。データは57ページとなります。

表中(6)の「産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化等に関する事業」につきましては、①の中山間地域産業振興センター運営事業から、次ページの⑧新事業創出支援事業まで、中山間地域の振興や中小企業、成長産業の育成などに取り組んだところであります。

続きまして、経営状況についてであります。

185ページの宮崎県出資法人等経営評価報告書を御覧ください。データは189ページとなります。ページの中ほど、左側に県関与の状況とあります表の財政支出等、令和5年度のところを御覧ください。

県委託料は9,972万1,000円、県補助金は2億1,274万3,000円でありました。また、その下のその他の県からの支援等ではありますが、工業技術センターのスペースを事務所として無償で貸し付けております。

次の、主な県財政支出の内容ではありますが、①のみやざき小規模企業者等設備導入資金貸付金は、小規模企業者への貸付けの原資とするための借入金で、②の宮崎県産業振興機構創業支援等事業は、機構の管理運営のために必要な経費に係る補助金、④のプラットフォームによる地域産業・企業成長促進事業は、産学官で構成する企業成長促進プラットフォーム事務局として、事業に必要な経費に係る補助金であります。

次に、ページの下の左側に活動指標と記されました表を御覧ください。

①～③の指標につきましては、③の支援件数が

目標を上回っております。

次に、財務状況について186ページを御覧ください。データは190ページとなります。ページの一番上、財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和5年度のところを御覧ください。

上から3段目、当期経常増減額は267万3,000円、その3つ下の段、当期経常外増減額はマイナス569万円であり、その下の段の当期一般正味財産増減額は、マイナス301万7,000円となっております。

次に、右側、貸借対照表の令和5年度のところを御覧ください。

一番上の資産は8億6,838万2,000円、3つ下の段の負債は4億1,890万1,000円で、これにより、その3つ下の段の正味財産は4億4,948万1,000円となっております。

続きまして、ページの中ほど、左側に財務指標とあります表を御覧ください。

令和5年度は、②の流動比率について、目標値を上回っております。

次に、ページの一番下、左側に総合評価とあります表を御覧ください。

上の段の左側、公社等の自己評価であります。が、産業振興機構では、活動内容、財務内容及び組織運営につきまして、いずれもBと評価しております。

次に、上の段の右側、県の評価であります。が、活動内容をB、財務内容もB、組織運営も同じくBと評価いたしております。

産業振興機構は、新事業支援体制の中核的な支援機関であるとともに、中小企業支援センターとして、中小企業に寄り添いながら、様々な支援策について、積極的に取り組んでもらっております。

活動指標につきまして、2項目が目標値に届

いておりませんが、このうち、①の相談件数につきましては、国が全国に設置しております、よろず支援センターにおける相談件数を指標としております。

この相談件数につきまして、昨年度、カウント基準の見直しが行われ、これまで、同一企業から、午前は事務所、午後は現場で相談対応していた場合には、対応した場所が異なるため、2件としてカウントをしておりましたが、同一企業による同一日の相談対応については1件とカウントすることに改められたところでございます。このため、目標達成に至らなかったものであり、現在の指標は旧基準のままとなっておりますので、国の基準に沿った目標値の設定を行う必要があります。

また、財務面におきまして、県への財政依存度が高い状況にありますので、財務の自立性を考慮した運営が求められるとしたところでございます。

続きまして、令和6年度事業計画書についてであります。

62ページを御覧ください。データは66ページとなります。

2の事業計画であります。産業振興機構におきましては、事業計画に沿って令和6年度も中小企業や地域課題への対応、産学官共同研究への支援、新たなビジネスモデルの発掘など、令和5年度と同じく6つの事業につきまして、積極的に取り組むこととしております。

○北園観光推進課長 常任委員会資料の13ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県観光協会であります。

まず、1の役割等であります。が、当協会は、国内外の観光客、MICE、スポーツ大会・合宿の誘致等を行うことによりまして、本県の観

光振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的としております。

(3)の出資状況につきましては、基本財産2億8,000万円のうち、県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%であります。

次に、3の組織等であります。記載しております組織図のような体制になっておりまして、右下の表のとおり、令和6年4月1日現在で、役員は30名、うち常勤役員は県退職者の専務理事と常務理事の2名であります。また、常勤職員は25名で、うち県派遣職員が5名となっております。

次に、経営状況等の詳細についてでございます。

別冊の令和6年9月県議会定例会提出報告書の161ページをお開きください。データの報告書では165ページになります。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況の人的支援につきましては、先ほどの委員会資料で御説明したとおりであります。

次に、県関与の状況のうち、財政支出等についてであります。県補助金が、令和5年度は36億3,766万8,000円となっております。この内訳につきましては、その下の主な県財政支出の内容にありますとおり、①の観光みやざき回復支援事業や③のポストコロナを見据えた観光誘客促進事業など、旅行クーポン発行に関するものが多くを占めております。

次に、一番下の活動指標についてであります。

①観光入込客数、②MICE参加者数、③スポーツキャンプ参加者数の3つの活動指標を設定しております。

観光入込客数につきましては、目標値を上回っていますが、MICE参加者数及びスポーツキャンプ参加者数は目標値を下回っております。

次に、冊子の報告書の162ページ、データの報告書では166ページをお開きください。

財務状況についてであります。

まず、左側の上の正味財産増減計算書の令和5年度の欄を御覧ください。

経常収益は37億198万8,000円、経常費用は37億242万5,000円であり、先ほどお伝えしたとおり、旅行クーポン発行に係るものが多くを占めております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス43万7,000円となっております。経常外収益、経常外費用はございませんでしたので、当期一般正味財産増減額もマイナス43万7,000円となり、その結果、一般正味財産期末残高は3,967万8,000円となっております。

その下の指定正味財産期末残高2億8,244万9,000円と合わせますと、正味財産期末残高は3億2,212万7,000円となります。

次に、右側の貸借対照表についてであります。令和5年度の欄を御覧ください。

資産は、流動資産、固定資産を合わせまして4億3,513万2,000円、負債は、流動負債、固定負債を合わせまして1億1,300万5,000円となり、資産から負債を差し引いた正味財産は3億2,212万7,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。

特に①や③に関しては、旅行クーポン発行に係る補助金の影響を受けているものでありますが、①の自己収入比率は、当期支出合計に対する自己収入等の割合であります。目標値20%に対して、実績値1.2%で達成度6.2%、②の流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合です。目標値100%に対して実績値130%で、達成度130%、③の管理費比率は、当期支出合計に対する人件費等の管理費の割合であります。目

標値25%に対して実績値0.5%で、達成率198%となっております。

次に、直近の県監査の状況についてであります。

令和5年度に行われました財政援助団体等監査における指摘事項等はありませんでした。

最後に、総合評価について御説明いたします。

まず、左側、協会の自己評価につきまして、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところであります。これに対する県の評価としましては、右のほうになりますが、2つの活動指標について、目標値に届きませんでしたが、旅行クーポン発行など、観光振興に必要な事業を迅速かつ効果的に実施できたことから、活動内容をB、組織運営をBとし、流動比率や管理費比率は目標を上回っているものの、賛助会員の確保など自己収入増に取り組む必要がありますことから、財務内容をBとしております。

○児玉国際・経済交流課長 常任委員会資料の14ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県国際交流協会について御報告いたします。

まず、1の役割等でございますが、当協会の目的は、多文化共生の社会づくりと県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることにより、宮崎県の国際化や地域活性化に寄与することを目的としております。

(3)の出資状況は、財団の基本財産5億4,360万円のうち、県の出資額は4億4,307万円で、出資割合は81.5%となっております。

2の事業内容は、後ほど御説明いたします。

3の組織等でございますが、体制は、組織図のとおりであり、右の表のとおり、令和6年4

月1日現在で、理事と監事を合わせた役員が10名、うち常勤役員は、県退職者の常務理事1名となっております。常勤職員は11名で、うち県派遣職員が2名となっております。

続きまして、令和5年度の事業実績について御説明いたします。

別冊の「令和6年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）」の冊子の報告書では69ページ、データの報告書では73ページになります。

2の事業実績につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、(1)の交流推進事業では、国際交流サロンや国際交流展示などを開催し、(2)の情報提供事業では、協会誌「South Wind」の発行や、英語など4か国語による情報誌「国際プラザニュース」の発行を行ったところでございます。

次のページをお開きください。

(3)の外国人住民支援事業では、外国人住民等からの行政・生活全般に関する相談対応や情報提供を多言語で一元的に行う、みやざき外国人サポートセンターの運営や外国人住民のための日本語講座などを実施しております。

次のページでございますが、(4)の国際化推進事業では、県民の方を対象とした国際理解講座や多文化共生アドバイザーを派遣して行う講座などを実施しているところでございます。

次に、経営状況等につきましては、宮崎県出資法人等経営評価報告書により説明いたします。

冊子では163ページ、データでは167ページです。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況のうち、人的支援の状況は、先ほどの説明と重複しますので、説明は省略いたしますが、同じく県関与の状況のうち財政支出につきましては、

令和 5 年度の実績は、県委託料が5,804万1,000円となっております。内訳は、①の多文化共生地域づくり推進事業など、3つの内容となっております。

次に、一番下の欄にあります活動指標でございますが、①の研修・講座の延べ参加者数は、目標値を上回っております。

これは、新型コロナの5類移行に加え、日本語講座のコース数の増加など、研修・講座の開催回数が増加したことによるものです。

一方、②のホームページアクセス数は、目標値を下回っておりますが、これは、協会ホームページとの情報のすみ分けを行った日本語教育ポータルサイト「ひなたにほんごナビ」を、令和 4 年12月に開設しました結果、以降周知が進みまして、日本語教育について知りたいときは直接ひなたにほんごナビにアクセスされるようになったことから、当協会のホームページアクセス数が減少したものと考えております。

また、③の宮崎県国際プラザ延べ来館者数は、研修・講座のオンライン開催により直接来館いただく機会が減少していることも影響し、目標値を下回っております。

次に、冊子の164ページ、データでは168ページになります。

財務状況についてでございます。

まず、枠内左側の正味財産増減計算書でございますが、令和 5 年度の列を御覧ください。一番上から順に、経常収益は6,248万6,000円、経常費用は5,697万円であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は551万6,000円となっております。これと一般正味財産の期首残高681万8,000円を合わせた期末残高は1,233万4,000円で、これと、下から2番目の指定正味財産期末残高 5 億4,360万円とを合計しました正

味財産期末残高は 5 億5,593万4,000円となります。

次に、右側の貸借対照表でございますが、一番上の資産は 5 億6,409万6,000円で、3行下の負債は816万2,000円となっております。資産から負債を差し引いた正味財産は 5 億5,593万4,000円となっております。

次に、財務指標についてでございます。

①の自己収入比率は、当期支出合計額に対する基本財産運用収入や会費、雑収入などの自己収入及び自主事業収入の比率でございますが、目標値 7 %に對しまして、実績値は6.3%で、達成率は90%となっております。

これは、受託事業の規模が大きくなった一方で、自己収入は横ばいであったため、自己収入比率が低下したものでございます。

また、②の管理費比率は、経常費用に占める管理費の割合であります。目標値12%に對しまして、実績値は11.2%で、達成率は106.7%となっております。

次に、総合評価でございます。

まず、協会の自己評価は、活動内容を B、財務内容を B、組織運営を A としておるところでございます。

これに対する県の評価は、右側の欄になりますが、活動内容は、インターネットの活用等、県内全域から参加可能となる工夫がなされており、周知広報の工夫でさらに参加者増が見込めますことから B、財務内容は、県からの受託事業費が収益の多くを占めており、今後も、自己収益増に取り組む必要があることから B、組織運営につきましては、欠員が補充され、事業実施に必要な体制が確保されたことなどから A としたところでございます。

最後に、令和 6 年度の事業計画でございます。

が、同じ資料の76ページ、データでは80ページでございますが、前年度とほぼ同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○日高委員 先ほどの国際交流の件ですけれども、76ページの国際交流サロン——県民と外国人の住民が気軽に交流する場を提供することについて、どういう場でどういう形で使っているか、詳細を聞かせていただいてよろしいでしょうか。

○児玉国際・経済交流課長 基本的に、カーリーノの地下1階のスペースの国際交流協会があるプラザで、例えば、テーブルを置いて、そこでいろんな講座を開いたりとか、あと、国際交流員が席につきまして、県民の皆さんと会話をしたりとか、そういう活動をいろいろやっているところでございます。

○日高委員 参加者も結構多くなっているのでしょうか。

○児玉国際・経済交流課長 来場に関しては、先ほど説明しましたとおり、オンラインとかのいろんな共存もありますので、目標は達しておりませんが、徐々に増加しているような状況であります。

○日高委員 ありがとうございます。ぜひ、もっと活発にやっていただきたいと思います。旅行者の方とかは、日本というのは、例えば、震災の時、きれいに並んで物資を受け取ったり、ワールドカップでごみ拾いをしたり、すごい国だというイメージを持たれています。ですが実際、日本に来たら日本人は意外と冷たいというアンケートが多いようです。その理由として、英語でコミュニケーションが取れない状況があるので、例えば、宮崎の人たちも、外国人の方

がいたら、積極的に話しかける雰囲気をつくっていただき、そういう地域にしてもらいたいなという思いもあります。こういうサロンをぜひ活発にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○安田委員 観光協会のところで教えていただきたいと思います。

観光のほう、コロナ禍で大変だったと思っておりますが、賛助会員確保のためというのがありますけれども、賛助会員ってどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○北園観光推進課長 令和5年度の数字ですけれども、277団体ということで、会費収入としては2,187万1,000円でございます。推移としましては、ここ数年は横ばいぐらいで来ていますけれども、長期的な過去から見ると、昔に比べると減ってきています。

○安田委員 個人じゃなく企業と考えてもよろしいんですか。

○北園観光推進課長 そうです。これはホテル等の観光関係、企業ですとか団体、報道関係とか、そういったところが入っております。

○安田委員 分かりました。

○渡辺委員 国際化推進事業の中に国際理解講座の開催とありますけれども、内容を教えていただけますか。

○児玉国際・経済交流課長 国際理解講座につきましては、県のほうで国際交流員を3名配置しており、英国、シンガポール、韓国の方がいらっしゃるんですけれども、その国際交流員が、先ほど申しました国際交流協会に行きまして、定期的に会員と母国の文化とか芸術について母国語でいろいろ会話をします。

○渡辺委員 あと、ワールドボックスの貸出しとありますけれども、ワールドボックスの中身

と、あと貸出し先、どういう使われ方をするのか教えてください。

○**児玉国際・経済交流課長** 令和5年につきましては、ワールドボックスの貸出し先として、例えば、青年会議所とか、教育委員会あるいは高校に貸出しをしているものでございます。

○**渡辺委員** ワールドボックスって何でしょうか。

○**児玉国際・経済交流課長** ワールドボックスは、各国の、例えば、民族衣装とか楽器とか、あとおもちゃとか、そういったものを貸し出して、活用していただくものです。

○**今村副委員長** 外国人住民等相談窓口の運営事業についてなんですが、相談件数としては年々増えている状況でしょうか。

○**児玉国際・経済交流課長** 令和5年度の相談件数が217件、令和4年度が230件ございましたので、若干減りましたけれども、令和3年度が264件、令和2年度が341件で、年度によって大分増減があるんですが、以上のような数字になっております。

○**今村副委員長** 移住施策で外国人の方も大分増えてきているのかなというのが懸念されまして、今の状況を聞くと、そこまで相談件数は多くないんですけれども、多分、人口としては増えているような状況で、こちら側の窓口というか、人的な不足が少し心配されるなというのがありますが、そこら辺の対応等は大丈夫なんでしょうか。

○**児玉国際・経済交流課長** 県の国際交流協会に一任している「みやざき外国人サポートセンター」には、相談員が常設で2名おります。あと、所長が1名おりますので、サポートセンターとしては3名で運営しています。

営業日でございますが、火～土曜日、10～19

時までという形で、日曜日はやっておりませんが、一応土曜日にも営業しておりますので、仕事が休みの日に来ていただけるような形になります。

○**本田委員** 観光協会のところで教えてほしいんですけれども、活動指標のM I C Eの参加者数の令和5年度の実績の達成率が76.2%と低いのですが、この目標値の設定は、どうなっているのか教えていただきたいです。

○**北園観光推進課長** 宿泊者数なんかと同じで、これは県の観光振興計画の令和8年度の目標値を目標にしたもので、割り切った目標値になっているんですけれども、ここの①に書いてある入込客数については、国の観光立国推進基本計画で採用している考え方——令和7年までにコロナ禍前の水準に戻すというようなもの——を踏襲した目標値になっています。M I C Eにしましては、コロナ禍前の観光推進計画の目標のまま実施するような形で高い目標値にしているところです。

県がM I C Eの小規模化とかを考慮して、今後、さらに伸びていくだろうということで高い目標を設定したところ、実績としてはそこまでまだ達していないということで、達成としたほかの指標と比べても76.2%になったというところであります。

○**本田委員** M I C Eの目標の設定が非常に高くなっていますが、施設等を含めてなんですけれども、設定はどんな数字なんですか。

○**北園観光推進課長** 計画を昨年度策定していますので、そのときの試算では高い目標でいくということで設定したところであります。

○**本田委員** 大変期待しております。よろしくお願いいたします。

○**山下委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いをいたします。

○塩田商工政策課長 常任委員会資料の15ページを御覧ください。

日向灘沖の地震及び台風第10号における商工観光関連の被害状況について、御報告いたします。

まず、1の日向灘沖の地震の商工観光関連の被害状況の概要であります。〔1〕の商工業関連につきましては、店舗等で商品が落下したことによる破損や、店舗等における地盤沈下、商店街市道上のタイル隆起や看板・電灯の落下など、約230件の被害が報告されています。

〔2〕の観光関連につきましては、イベント・スポーツキャンプの中止や延べ約2万4,500人の宿泊予約のキャンセル、宿泊施設や観光施設の壁のひび割れなどの被害が報告されています。

16ページを御覧ください。

次に、2の台風第10号の被害状況の概要であります。〔1〕の商工業関連につきましては、突風や大雨による工場等の窓ガラスや屋根、外壁の破損、土砂流入、また、商店街看板の破損など、約170件の被害が報告されています。

〔2〕の観光関連につきましては、関之尾公園遊歩道での倒木の被害や、照葉大吊橋、おせりの滝、高千穂峡九州自然遊歩道での手すりの破損などの被害が報告されています。

最後に、3の今回の地震・台風に対する商工観光関係の県の対応であります。商工業者の、経営・金融相談に対応する中小企業特別相談窓口を設置したほか、市町村が行う通訳・翻訳に対する支援を行う宮崎県災害時多言語支援セン

ターの設置、また、みやざき外国人サポートセンターにおける相談対応時間の延長を行ったところであります。

続きまして、常任委員会資料の17ページを御覧ください。

宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略に基づく令和5年度の主な取組について御報告いたします。

まず、17ページに条例の概要を記載しております。

宮崎県中小企業振興条例は、中小企業の振興により本県経済の発展と県民生活の向上を図ることを目的に、平成25年4月に施行したもので、3つの基本理念を掲げ、条例に基づく主な施策の実施状況については、毎年度公表することになっております。

次に、18ページを御覧ください。

戦略の概要を記載しております。みやざき産業振興戦略は、県総合計画長期ビジョンを具現化するための商工業に関する分野別計画として位置づけられており、計画期間は令和5～8年度の4か年となっております。

付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を目指し、数値目標を設定して、具体的な施策を盛り込んでおり、当戦略につきましても、各施策の実施状況等について、毎年度公表することとしております。

本日は、中小企業振興条例で掲げる基本方針の商工業分野における具体的施策が、みやざき産業振興戦略と重複している部分が多いことから、両者を併せまして、産業振興戦略の柱立てに沿って説明させていただきます。

なお、条例に基づく令和5年度の主な取組につきましては、お手元に別冊資料としてお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと

思います。

それでは、19ページを御覧ください。

戦略の2つの方針ごとに、令和5年度の主な実績をまとめております。

まず、方針1、「みやぎの経済と雇用を支える企業・産業の持続的発展と競争力強化のためのチャレンジ支援」についてであります。

主な実績としましては、1の中小・小規模企業の振興として、小規模事業者の新事業展開等や企業等の省力化、自動化、生産性向上を図るための設備改修等を支援したほか、中小企業の経営改善計画策定費用の補助等を行ったところ です。

20ページを御覧ください。

2の県内経済を牽引する企業の育成として、中核企業への成長が期待される成長期待企業や、新たなビジネスモデルの実現に挑戦し、環境の変化に柔軟に対応できる次世代リーディング企業への伴走型の集中支援を行ったところ であります。

3の成長産業の振興では、フード・オープンラボ等の活用による商品開発支援や第三者認証取得、施設改修を支援したほか、本県半導体関連産業の振興を図るため、みやぎ半導体関連産業人材育成等コンソーシアムを設立したところ であります。

4、戦略的な企業立地と定着支援では、半導体大手ローム株式会社の進出が決定したほか、積極的なプロモーション活動を行ったところ あります。

21ページを御覧ください。

5の商業・サービス業の振興では、商店街等が、新たな魅力開発・発信等のために実施するモデル的な取組を市町村と連携して支援したほか、電子商取引ECに係るコンサルやセミナー

の実施などを行ったところ あります。

6の観光の振興では、宿泊事業者が行う受入環境の充実等の取組に対する支援や県内旅行の割引支援、クーポン付与による各種キャンペーンを実施したほか、昨年4月に供用開始した屋外型トレーニングセンターにおいてキャンプ・合宿の受入れを行ったところ あります。

22ページを御覧ください。

7の感染症や災害リスクへの対応力の強化ですが、事業継続力強化計画の策定支援セミナーや経営支援・災害対策貸付(コロナ対応借換型)等を実施したところ あります。

8の海外への展開促進ですが、輸出促進コーディネーターによる現地支援のほか、焼酎の輸出促進にも取り組んだところ あります。

23ページを御覧ください。

9のイノベーションの創出とスタートアップ企業の育成では、スタートアップに関する機運醸成や、県内スタートアップに対する専門家による伴走支援、投資家とのマッチングの創出を実施したところ です。

10の起業・創業支援では、商工会等を通じ、創業予定者に対する指導を実施したほか、11の事業承継・引継ぎ支援では、事業承継診断の実施や事業承継・引継ぎ支援センターによるマッチング支援を行ったところ です。

次に、24ページを御覧ください。

方針2、「みやぎの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」についてであります。

まず、1の働きやすい魅力ある職場環境づくりや学び直し等の促進では、「ひなたの極」認証制度の実施や働き方改革に取り組む企業に対し、社労士等の専門人材を派遣するとともに、社会人向け人材育成講座「ひなたMBA」を実施したところ あります。

2の若者の県内就職促進と離職防止では、高校3年生を対象とした企業説明会やインターシップマッチングサイトの運営、大学生等を対象とした就職説明会を実施したところです。

25ページを御覧ください。

3の移住・U I Jターンの促進では、「ふるさと宮崎人材バンク」を活用した職業紹介や移住情報の提供を行ったほか、ワーケーションを通じて、都市部の企業等と地域とのつながりを構築するため、マッチングを行ったところです。

4の女性や高齢者など多様な人材の活躍促進では、みやざき女性就業支援センターやみやざきシニア就業支援センターを運営し、就職支援を行うとともに、5の外国人材の活躍促進では、外国人留学生の受入れを希望する企業の採用に関する相談対応やマッチング支援を行ったところです。

26ページを御覧ください。

6のデジタル人材の育成・確保の強化では、県内ICT企業の技術者等を対象に、高度な資格取得につながる連続講座を開催したほか、首都圏在住の本県に関心のあるICT人材とのネットワークを充実し、交流会等を実施したところです。

7の技能者の育成・確保では、小中学校等に技能士を派遣し、職業講話やものづくり体験を実施したほか、技能検定実技試験受検手数料の助成や県立産業技術専門校における2年課程の職業訓練を実施したところです。

最後に、27～28ページを御覧ください。

成果指標の一覧を掲載しております。表の右から2つ目、実績値（計画1年目）の列が昨年度の実績でございます。

製造品出荷額等など15の成果指標を設定しておりまして、おおむね順調な実績を上げている

もの、また目安値を下回っているものなどがございしますが、令和8年度終了時点の目標値の達成に向けて、引き続き、事業者や関係機関、市町村等と連携を図ってまいりたいと考えております。

○北園観光推進課長 常任委員会資料の29ページをお開きください。

令和5年宮崎県観光入込客統計調査結果の概要につきまして御報告いたします。

初めに、2の調査結果概要の（1）観光入込客数について、表1を御覧ください。

令和5年の観光入込客数は、下から4行目の合計の欄にありますとおり、新型コロナウイルスの5類感染症への移行による人流の活発化や、旅行支援の効果などもありまして、赤囲みしている部分の1,357万4,000人回と前年比で7.0%増加しておりますが、令和元年比では約85%までの回復にとどまっている状況となっております。

このうち、訪日外国人は、下から2行目の欄の20万3,000人回となっており、国際定期便宮崎ーソウル線の再開などによりまして、前年比で増加しておりますが、令和元年比では約60%の回復にとどまっているところです。

次に、30ページを御覧ください。

続きまして、（2）観光消費額についてであります。

令和5年の本県の観光消費額は、表2の下から4行目にありますとおり、合計で、赤囲みしている部分の1,527億5,200万円で、前年比22.9%増と着実に増加しておりますが、こちらも同様に、まだコロナ禍前の令和元年の数字には戻り切っていない状況であります。

続きまして、宮崎県観光振興計画に基づく令和5年度の主な取組について御報告いたします。

商工建設常任委員会資料の31ページを御覧く

ださい。

こちらに計画の概要をお示ししております。

まず、1の策定の趣旨としましては、本計画は、本県を持続的に発展させるため、観光を取り巻く変化に的確に対応しながら、本県の魅力を最大限に生かした観光振興に関係機関が一体となって、総合的かつ計画的に取り組むこととしております。

2の位置づけとしましては、県総合計画の観光に関する分野別計画ということで、令和5～8年度の4年間を計画期間として策定しております。

計画の推進に当たりましては、3の施策体系にありますとおり、個別の施策に取り組むに当たっての横断的な4つの基本方針を定めまして、大きく4つのプロジェクトを立てて取り組んでいるところであります。

32ページをお開きください。

各プロジェクトに係る令和5年度の主な取組を御報告いたします。

まず、プロジェクト1の「国内外から選ばれる観光地域づくり」であります。観光消費の増加につながる周遊・滞在型観光を推進するため、市町村や観光関連事業者が行う観光資源の磨き上げ等に対する補助を行っております。

また、宿泊施設の受入環境の充実を支援するなど、観光サービスの高付加価値化を図ったほか、観光みやざき創生塾による人材育成や、みやざきユニバーサルツーリズムセンターなどの運営による観光客の利便性の向上に取り組んだところであります。

続きまして、33ページを御覧ください。

プロジェクト2、「みやざきの強みを生かした誘客の推進」についてであります。

神話を生かしたキキタビなど、本県ならではの

のテーマ観光による誘客を推進したほか、MICEにつきましては、主催者等に対し、開催経費の一部を補助するなど推進を図ったところであります。

また、教育旅行につきましては、みやざき学び旅促進事業において、県内で教育旅行を実施する際の貸切りバス等の費用を助成したほか、国内外の学校や旅行会社の方々に、本県ならではの教育旅行プログラムの魅力を理解してもらうためのPR動画を新たに作成したところであります。

34ページを御覧ください。

観光関連事業者と連携した取組として、航空会社の機内紙への特集記事掲載やJR日南線の観光列車「海幸山幸」などを活用したツアーを造成するなど、交通機関と連携したプロモーションを実施しております。

広域連携による取組としましては、大分県と連携し、相互誘客のためのFAMツアーの実施ですとか、PR効果の高い地元情報誌を活用した情報発信などを実施したところであります。

また、観光情報の発信に関しましては、令和6年2月に県公式観光サイトを全面リニューアルし、利用者目線での改善を行ったほか、SNSやインフルエンサーを活用した情報発信にも力を入れております。

35ページを御覧ください。

プロジェクト3、「外国人観光客の誘致の強化・推進」でございます。

外国人観光客の誘致に関しましては、多言語ホームページや海外向けSNSの運用により情報発信に努めながら、重点地域であります東アジアにつきましては、旅行博への出展ですとか、旅行会社等の招聘など認知度向上の取組や、国際定期便等を活用した旅行商品造成への支援な

どにより、本県への誘客を図っております。

また、欧米豪や富裕層などの新規市場につきましては、九州各県等と連携した誘客プロモーションや、アドベンチャーツーリズム・酒蔵ツーリズムなど、本県ならではの商品造成に取り組んだところであります。

クルーズ船の誘致に向けては、寄港地としてのPR活動ですとか、地元市町村等と連携したおもてなし活動に取り組んでおります。

また、油津港におきましては、今年3月に初めて、ファーストポートとしての海外クルーズ船の受入れを行ったところであります。

36ページを御覧ください。

プロジェクト4、「スポーツランドみやざき」の推進でございます。

昨年4月から屋外型トレーニングセンターを供用開始しており、同センターも活用しながら、国内外の代表合宿やプロチームキャンプの受入れに取り組んでおります。

次の、スポーツキャンプ・合宿及びスポーツイベントの全県化・通年化・多種目化に向けては、市町村に対する施設整備の補助や、施設管理に係る研修を実施しております。

また、スポーツツーリズムに関しまして、ゴルフ旅行に関する海外旅行事業者向けのワンストップ窓口の設置や、インバウンドの受入れに関する研修会の実施により、海外からの誘客を強化したところであります。さらに、サイクリングやサーフィンにつきましても、ツアーの実施等により誘客に取り組んでおります。

37ページを御覧ください。

計画に定める成果指標の実績について御報告します。

本計画では、7つの指標を成果指標として掲げております。それぞれ、計画策定時の現況値、

計画1年目である令和5年度の実績、計画の終期である令和8年度の目標値に加えて、コロナ禍前の状況と比較するため、参考値として令和元年度の実績を記載しております。

全ての指標におきまして、コロナ禍以降回復傾向にありますが、コロナ禍以前の状況までには、まだ至っていないものがほとんどであります。

引き続き、計画に基づき、観光地域づくりや、本県の強みを生かした国内外からの誘客、スポーツ観光プロジェクト等をしっかりと進め、目標の達成に取り組んでまいります。

○児玉国際・経済交流課長 みやざきグローバルプランに基づきます、令和5年度の主な取組について御報告いたします。

常任委員会資料の38ページでございます。

このみやざきグローバルプランにつきましては、令和5年6月に改定しましたので、今回は、第2期に入って初めての実績報告となります。

まず、1の改定趣旨は、社会経済情勢が大きく変化する中で、新型コロナの影響で道半ばとなっていた取組を着実に積み重ね、経済・人的交流の回復を図り、グローバルな視点から取り組むべき施策を総合的・計画的に推進することとしております。

2の位置づけは、県総合計画のグローバル関連施策に関する部門別計画として、令和5～8年度の4年間の計画期間となっております。

3の推進体制は、庁内に設置した推進本部を中心に、関係部局が連携し、海外拠点機能等を活用しながら、4の施策体系にあります3つの施策を展開しております。

続きまして、39ページでございます。

令和5年度の主な取組について、主な内容を説明いたします。

まず、施策Ⅰ、「グローバル経済交流の強化」では、1の海外への展開促進について、海外のバイヤーやレストランなどをターゲットにした本県産焼酎のPRを中国、香港、アメリカ、EUで実施しました。

また、2の海外からの誘致推進では、誘客プロモーションの実施やゴルフツーリズムのワンストップ窓口の創設などにより、インバウンドの誘致を図りました。

3の経済交流を担う人材の育成・確保につきましては、技能実習生や高度外国人材の受入れ支援などを、4の交流基盤の維持・充実では、ソウル線定期便の再開などに取り組んだところでございます。

次に、資料40ページでございます。

施策Ⅱの「多文化共生社会づくりの推進」では、1の外国人住民への支援としまして、外国人住民向けの一元的相談窓口である、「みやざき外国人サポートセンター」の運営や、日本語講座の実施に取り組むとともに、2の外国人と共生する地域社会づくりとして、多文化共生アドバイザーの派遣により、異文化理解・多文化共生に関する講座を開催しました。

施策Ⅲの「国際交流の促進とグローバル社会で活躍する人づくり」では、1の国際交流の促進として、宮崎県人会世界大会を初めて開催し、国内外の県人会とのネットワークを強化したところでございます。

2のグローバル社会に対応できる幅広い人材の育成では、国際交流員による国際理解講座を県内各地で開催し、学校における国際理解教育の充実を図りました。

資料41ページを御覧ください。

最後に、成果指標の実績であります。

施策Ⅰの関連指標として、①～⑤の5つ、42

ページに、施策Ⅱ、Ⅲの関連指標として、⑥～⑨の4つを記載しております。それぞれの指標について、プラン改定時の現況値、計画1年目である令和5年度の実績値、プラン終期である令和8年度の目標に加え、コロナ禍前と比較するため、参考値として令和元年度の実績を記載しております。

①の輸出額、④の外国人延べ宿泊者数など、幾つかの指標では、参考値である令和元年度の実績に届いていないものもありますが、指標全体としましては、コロナ禍の影響から回復する傾向にあるものと考えております。

今後も、令和8年度の目標達成に向けて、着実に取組を進めてまいります。

続きまして、「みやざき館KONNE KITTE大阪店」のオープンについて報告いたします。

43ページでございます。

大阪・関西万博が来年4月から10月まで開催されますけれども、高まる関西圏の活力を取り込むために、(2)の所在地にありますように、大阪駅に隣接して新たに整備されました日本郵政グループの商業施設「KITTE大阪」2階フロアにおきまして、今年7月31日から1年間の期間限定で、本県の食や観光を集中的にPRするアンテナショップを設置いたしました。

(3)の店舗面積は約20坪、(4)の取扱商品数は約300商品となっております。

また、(7)の設置・運営主体は、設置者が県、運営主体は、大阪堺市で宮崎牛のステーキ等を提供する飲食業のほか、アンテナショップ、堺みやざき館KONNEを運営する株式会社南海グリルにお願いしております、公設・民営の設置運営方式となっております。

なお、この商業施設の同じフロアでは、高知

県や倉敷市などの自治体が設置する店舗のほか、民間運営の店舗など、約20店舗ほどが出展しております。

44ページでございます。

2のオープン以降の様子でございますが、写真にありますように、オープンから多くのお客様に御来店をいただいております、初日は約54万円の売上げを計上し、その後は1日平均で約34万円程度で推移しております、1か月の売上げでは約1,100万円となったところでございます。

また、売れ筋商品としましては、鶏の炭火焼きや辛麺、スナック菓子など、宮崎らしい商品に人気があるようでございます。

3の今後の対応につきましては、季節ごとにシイタケやキンカンなど、旬の時期を捉えた販売促進フェアや市町村と連携したイベントを実施するとともに、メディアプロモーションなどにも力を入れてまいりたいと考えております。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○松本委員 資料16ページの地震及び台風の被害の概要でございます。

3の県の対応のところで、(2)と(3)のところに絡むんですけれども、「宮崎県災害時多言語支援センター」を設置し、これが今回の地震や台風などで、どれくらいの国から、どれくらいの件数の御相談があったか、お分かりであれば教えていただきたいと思います。

○児玉国際・経済交流課長 まず、(2)の宮崎県災害時多言語支援センターにつきましては、基本的に各市町村への支援でございまして、市町村が翻訳とか通訳が必要となった場合に、それを支援するというのが目的でございまして、今回の台風では1件、市町村から翻訳の依頼がございました。

続きまして、(3)のみやざき外国人サポートセンター、こちらも相談時間を延長しまして対応しましたけれども、実際のところ、相談はございませんでした。

○松本委員 相談対応時間の延長というのがございましたけれども、通常と比べてどういう延長だったのか、もう一回説明をお願いします。

○児玉国際・経済交流課長 サポートセンターは、通常は午前10時から午後7時までを営業時間としておりますけれども、今回、災害時の対応としまして、始まりを午前9時から午後10時までの延長という形にしております。

○日高委員 先ほど相談件数が少なかったということなんですけれども、実際、外国人の方に、こういうサポートがありますよということは、どういうふうな感じで発信されていらっしゃるのでしょうか。

○児玉国際・経済交流課長 通常は、講座を開いたりとか研修など、いろんな事業がございしますので、その際にパンフレットとかでも周知しておりますし、ホームページ上でも、そういう機関があることは、機会あるごとにPRはしているところでございます。

○日高委員 なかなかこれをPRして、理解していただくのは難しいというところで、実際、災害現場で、高齢者の方に連絡するんですが、ホームページで発信されていますよというけれども、ホームページ等を見られない方もすごく多くて、どこに何があるというのは本当に分からない状況の中で、外国人の方がこれを見るのにはどうしたらいいものかと、発信の難しさもあると思います。

やっぱりこういう災害時のサポートがしっかりできているというのが外国の人たちに伝わり、「宮崎県はこんなにサポートがしっかりできて

いる」というところが母国の方に発信されると、外国の方も宮崎県を選ぶかなと思いますので、これから外国人とも共生しないといけないという状況で、しっかりとPRしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○児玉国際・経済交流課長 委員のおっしゃいますように、外国人に安心して暮らしていただくためにも、このような支援がとても大事だと思っておりまして、特にサポートセンターにつきましては、相談員等を設置しまして、何か困ったときの駆け込み寺的な意味合いで外国人サポートができますように、その存在も周知してまいりたいと考えております。

○日高委員 外国人が集まるバーとか、いろいろあるんですけれども、ああいうところで置いてもらったりすれば、PRしやすいのかなと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○安田委員 資料43ページの「みやざき館K O N N E K I T T E 大阪店」オープンについてです。これは、運営は株式会社南海グリルが行うということですが、宮崎県としては、テナント料を払うという形と思ってよろしいのでしょうか。

○児玉国際・経済交流課長 今回の出展につきましては、県と株式会社南海グリルのほうで費用分担を取り決めております。

今おっしゃっていた、場代につきましては、株式会社南海グリルがビルの運営者であるK I T T E大阪に、売上げの15%を支払うことになっています。

○安田委員 15%ということで、分かりました。

設置期間が7月31日からで——まだオープンして何か月かですけれども、来年の7月30日までの1年間と考えてよろしいのでしょうか。

○児玉国際・経済交流課長 今回の出展は1年間の期間限定で、そもそもこの出展につきましては、常設もちろん考えられるんですけれども、常設の場合は基本的に5～7年の定期賃貸の契約となりますので、なかなか売上げ等が見込めないということで、取りあえず1年間の期間限定ということで設置したところでございます。今後につきましては、当然、運営者であります株式会社南海グリル等とも協議していくことになると考えております。

○安田委員 先ほど聞いた期間が1年ということについて、定期賃貸を契約して5年とか7年とかなると、やっぱり大変厳しい時期が来ると思うので、そういう契約の方法もあるのかなと思っております。大阪・関西万博に合わせてという話だったので、大阪・関西万博が開催される4月13日～10月13日に合わせてもよかったのかなと思いましたけれども、1年間、延長する可能性はありますか。

○児玉国際・経済交流課長 延長につきましては、運営が民間であります株式会社南海グリルとなりますので、そこが、今後の収益等も見込んで、請け負ってもらえるか。

それともう一点、家主でありますK I T T E大阪と1年間で契約しておりますので、その後がどうなっていくかといったことは協議する必要があると思いますので、売上げ等の状況を見ながら、また協議してまいりたいと考えております。

○渡辺委員 少し戻るんですけれども、冒頭にありましたBCPの策定補助の件です。御参考までに聞いていただきたいんですけれども、多くの企業がBCPを使い始めたのが、もう20年近く前になります。鳥インフルエンザが世界的にはやり、多くの企業——特に海外企業の場合

なんですけれども、一斉に日本に帰ってきなさいという指示を出したんです。したがって、海外の現地法人の会社なんかは仕事をやめて帰る。それでは、どうやって鳥インフルエンザが収まったときに仕事を再開しましょうか、その計画を立てておきましょうというのが、「Business Continuity Plan」(BCP)なんです。

今回、南海トラフが起きてしまうと、同じように一斉に中小企業——特に海沿いにある工場はもちろん、会社は仕事ができなくなってしまう。

では、一旦それが収束したときに、どのように再開していきましょうかという観点から考えますと、ヒトとモノとカネをどうしましょうかというところが一番のポイントになるんですね。

先ほど、A4、1ページでまとめようというようなことだったんですけれども、ひな形ということもあります。そこさえはつきりしておけば、例えば、人が避難をして、そのあたりの給料をどうしようとか。あと、生産する工場の場合だったら、被害を受けた工場では造れなくなるので、そのときはどこか被害を受けてない工場に委託生産を頼もうとか、そういう準備をしておくというのがBCP本来の考え方なんですよね。

地震が近々起こると言われている中で、18%ぐらいの策定率しかないということだったんで、一旦地震が起きてしまうと、被害を受けた宮崎県の中心企業の方は、本当にすぐ困ることになってしまうので、そうならないように、あまり難しく考えずに、今言った、地震が起きた際に、ヒトとモノとカネをどうやって代替していこうかという観点から見ておけば、もう少し、会社のほうの準備もできるのではないかと思いますので、そういう観点で企業の方に話をされたら

いいかと思います。

○塩田商工政策課長 今、委員からありましたように、平時にいかに準備をするかというところが大事だと思いますので、その辺の重要性をしっかりとまた啓発していきたいと考えております。

○松本委員 資料24ページに若者の県内就職促進と離職防止という項目があります。離職防止ということで取り組んだことを、もう一度御説明いただけないでしょうか。

○湯浅雇用労働政策課長 離職防止というメニューです。インターンシップ制度というのがございまして、実際に職に就いた後、早期に辞めてしまうとか、ミスマッチといいますか、そういうところを防ぐ意味で、実際に就職活動に入る中で事前にインターンシップを実施して、そこで企業には人材を知ってもらおうという取組をやって、離職の防止につなげるようにしております。

○松本委員 ありがとうございます。

○山下委員長 それでは、以上をもちまして、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

正午休憩

午後0時58分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、去る7月17日の閉会中の常任委員会において、私が委員長に選任されましたので、御報告を申し上げます。

次に、新しく当委員会に選任されました委員を紹介いたします。

東諸県郡選出の渡辺委員でございます。

当委員会は、新しい 8 名の体制となりますが、執行部の皆様には引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

○桑畑県土整備部長 説明の前に、一言お礼を申し上げます。

7 月 11 日に宮崎市で開催されました東九州自動車道建設促進地方大会、また、8 月 20 日に熊本県山都町で開催いたしました九州中央自動車道建設促進地方大会におきましては、大変お忙しい中、議会から、山下委員長をはじめ、たくさんの議員の皆様にご出席いただきました。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。

次に、8 月に発生いたしました日向灘における地震及び台風第 10 号についてであります。

このたびの地震、台風によりまして土砂災害や道路の崩壊などに加えまして、竜巻により負傷者が出たほか、住宅や河川、港湾などにも被害が発生いたしました。

県土整備部といたしましては、被災地におけます県民の皆様の生活や経済活動が一日でも早く回復するように、国や市町村、関係機関と連携しまして、災害復旧に全力で取り組んでまいります。県議会の皆様にも、一層の御支援と御協力をお願いいたします。

なお、後ほど、被害状況につきまして御報告させていただきます。

それでは、今回の委員会で審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料によりまして説明させていただきます。

お手元の商工建設常任委員会資料の 2 ページ、目次を御覧ください。

まず、Ⅰの予算議案では、議案第 1 号の一般会計補正予算案ほか 2 件についてお願いしてお

ります。

次に、Ⅱの特別議案では、「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」ほか 1 件について御説明いたします。

次に、Ⅲの報告事項では、「損害賠償額を定めたことについて」ほか 1 件について御報告いたします。

最後に、Ⅳ、その他報告事項といたしまして、「日向灘における地震及び台風第 10 号による被害状況について」ほか 2 件について御報告いたします。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○鬼塚管理課長 県土整備部の 9 月補正予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の 3 ページを御覧ください。

議案第 1 号「令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 4 号）」及び追加の補正予算の議案第 21 号「令和 6 年度宮崎県一般会計補正予算（第 5 号）」でございます。

まず、令和 6 年度 9 月補正予算一覧でございます。

令和 6 年度の 9 月補正額は一般会計で、太枠で囲んでおります E の欄の一番上でございますが 2 億 3,440 万円であります。

その右の欄が内訳でございますが、補正予算第 4 号の 2 億 1,600 万円と、第 5 号の 1,840 万円でございます。

その結果、9 月補正後の一般会計の予算額は、右の F の欄に記載のとおり 830 億 4,901 万 1,000 円となり、今回、補正のない特別会計と合わせました 9 月補正後の部の予算合計は、F の欄の一番下の合計に記載のとおり 853 億 207 万 4,000 円となります。

次に、4ページを御覧ください。

ここで、大変申し訳ございません。資料の訂正をお願いいたします。

表の左から6列目の上から2番目、表のEの欄でございますけれども、「E=B+D」と記載しておりますが、正しくは「E=C+D」となります。「B」を「C」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

引き続きまして、2の県単公共事業でございます。表の真ん中、太枠で囲んでおりますDの欄、9月補正予算額に記載のとおり、河川事業におきまして2億1,600万円の増額をお願いしております。

次に、5ページを御覧ください。

課別の内訳を記載しております。表の真ん中、太枠で囲んでおりますEの欄でございますが、河川課の2億1,600万円につきましては、小林にあります岩瀬ダムにおいて、大量に発生したウキクサの除去を行うものでございます。

次に、建築住宅課の1,840万円につきましては、木造住宅の耐震化支援事業におきまして、支援制度の利用希望の増加に対応するため、補正をお願いするものでございます。

10ページを御覧ください。

太線で囲んでおります9月定例会申請分の欄にありますとおり、追加の2事業と変更(増額)の5事業について、合わせて24億1,118万8,000円の補正をお願いしております。表は、繰越明許費補正集計表でございます。

11ページを御覧ください。

繰越明許費補正の追加につきましては、県単道路維持事業などの2事業につきまして1億8,600万円をお願いしております。

12ページを御覧ください。

同じく繰越明許費補正の変更につきましては、

公共道路新設改良事業などの5事業につきまして、表の右下の枠外に記載のとおり22億2,518万8,000円の増額補正をお願いしております。

繰越しの主な理由といたしましては、関係機関との調整等に日時を要したことなどによるものでございます。

次に、13ページを御覧ください。

議案第2号「令和6年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)」でございます。

これは、細島港整備事業における荷役機械設備の修繕工事等につきまして、関係機関との調整に日時を要したことにより、繰越明許費2億円をお願いするものでございます。

○和田河川課長 当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の6ページをお願いします。

当課の補正予算額は、左から3列目、補正額の欄、2億1,600万円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目、補正後の予算額ですが198億8,297万4,000円となります。

次に、補正の内容につきまして御説明いたします。

7ページを御覧ください。

(事項)ダム施設管理事業費であります。先ほど管理課長からの説明にもありましたように、小林市にあります岩瀬ダムの貯水池において、法令で特定外来生物に指定されているウキクサが、今年の5月頃から爆発的なスピードで異常繁殖し、ダム管理にも支障が生じていることから、その除去を行うための費用として2億1,600万円をお願いするものであります。

○松田建築住宅課長 当課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の委員会資料の8ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、表の一番上の行、左から3列目の補正額1,840万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目の23億7,684万6,000円となります。

以下、補正の内容について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

(目) 建築指導費の(事項) 建築物防災対策費であります。これは、「木造住宅等耐震化支援事業」におきまして、今年1月の能登半島地震や8月の日向灘における地震の影響等により、市町村からの要望件数が当初の計画を上回る見込みとなったことから1,840万円の増額をお願いするものであります。

○田中道路建設課長 続きまして、委員会資料の15ページを御覧ください。

議案第8号であります。これは、国道327号佐土の谷工区で施工する(仮称)3号トンネル工事(1工区)の請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

本事業は、右の位置図に示すとおり、東臼杵郡諸塚村大字セツ山から椎葉村大字松尾の区間で整備を進めている道路改良事業で、延長3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7.0メートル、全体事業費は約120億円であります。

2の工事概要でございますが、次の16ページを御覧ください。

本工事の平面図とトンネル標準断面図を示しております。本工事は、トンネルの全体延長1,000メートルのうち、赤色でお示ししている椎葉村側からの延長535メートルの区間を施工するものであります。

3の工事請負契約の概要であります。

(1)の契約金額が17億9,902万4,719円、(2)の変更金額が20億2,184万2,536円で、2億2,281

万7,817円の増額変更となっております。

(3)の契約の相手方は、矢野・九建・湯川特定建設工事共同企業体で、(4)の変更前の工期は、令和5年3月14日から令和7年3月25日までを、(5)の変更後の工期、令和8年3月25日までに変更するものであります。

4の変更理由であります。

インフレスライド条項の適用や、令和4年9月の台風第14号の影響による仮橋等の施工数量の変更及び工事用資機材の運搬路となる道路整備の追加施工が必要になったことから、請負代金額及び工期の変更を行うものであります。

その内容について御説明いたします。

17ページを御覧ください。

まず、インフレスライド条項の適用による変更であります。

インフレスライド条項は、宮崎県工事請負契約約款第25条第6項に規定されており、その内容につきましては、インフレーション等による賃金などの急激な変動に対応するため、受注者は、請負代金額の変更を請求することができるとするものです。

今回は、令和6年3月1日の新単価を適用するものであります。

本条項は、2の宮崎県の取扱い四角囲みの下段に記載してありますとおり、残工事の工期が2か月以上であることが適用条件となっております。当工事では、残工事が約2年であることから、今回、請負代金額の変更を行うものであります。

次に、18ページを御覧ください。

仮橋等の施工数量の変更であります。

トンネル本体工事に必要な仮橋を仮橋平面図及び仮橋断面図の青色で示した範囲に計画してありましたが、左下の写真にありますとおり、

令和 4 年 9 月の台風第 14 号により地山が崩壊したことから、仮橋平面図及び下段中央の写真の赤点線で示した範囲を盛土で復旧し、盛土ができない範囲については、仮橋を追加施工することにより、必要な施工ヤードを確保するものです。

次に、19 ページを御覧ください。

工事用資機材の運搬路となる道路整備の追加変更であります。

令和 5 年 8 月の台風第 6 号により、当工事の資機材運搬路として計画していた国道 327 号において大規模な斜面崩壊が発生し、迂回路となる対岸の村道を資機材運搬路として通行せざるを得ない状況となりました。

村道は下段の整備前の写真のとおり幅員も狭く、線形不良箇所も多数あるため、工事用車両が通行する際に一般車両との接触事故等が懸念されることから、安全に離合するため、中央の位置図の赤丸で囲んでいる箇所でございますが、道路整備を追加で施工したものです。

道路整備の内容としましては、右側の整備イメージ図及び下段の整備後の写真のとおり、山側については 50 センチメートルから 1.5 メートル、谷側については 50 センチメートル程度、道路拡幅を行ったものです。

なお、契約工期の変更につきましては、御説明させていただきました追加工事の影響などにより、工期を延伸するものであります。

議案第 8 号につきましては、以上であります。

○椎葉道路保全課長 続きまして、委員会資料の 14 ページをお開きください。

議案第 4 号「道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について」であります。

1 の改正の理由であります。

道路占用料徴収条例では、道路占用料の未納

者に対して督促状を発出した際に、督促手数料を徴収するよう定められており、その額は定形郵便物の郵便料金となっております。

今回の改正は、総務省令の改正による、令和 6 年 10 月の郵便料金の引上げに伴い、督促手数料を改正するものであります。

次に、2 の改正の内容であります。

督促手数料を現行の 84 円から、改正後の定形郵便物の郵便料金である 110 円に改定するものであります。

次に、3 の施行期日であります。公布の日からの施行を予定しております。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、以上であります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありますか。

○安田委員 資料 7 ページの岩瀬ダムのウキクサの問題についてお伺いしたいと思います。

このダムのウキクサの除去に 2 億円かかるということですよね。これは、今年、発生したということでもありますけれども、全部取り除いても来年また発生することがあるんですか。

○山下ダム対策監 補正予算で認められましたら、2 億 1,600 万円をかけて、除去のほうに速やかに入っていきたいと思っております。今後、再度発生しないようにはしたいと考えております。今までですと、ダム湖の巡視をやって、それで維持管理等をしていたんですけれども、除去した後は、特に夏場とか暖かい時期の巡視の頻度を倍に増やして、こういうウキクサを見かけたら、すぐさま撤去することでダム管理の強化をしたいと思っております。

また、今までですと、ダム管理者だけで管理していくというようなやり方だったんですけれども、関係する小林市や都城市、企業局、内水

面漁業と連携をして、関係する団体の方が先に見つけたりしたときは、直接取ってもらったり、また、それが難しければ、ダム管理者のほうに連絡を入れてもらうことで、早期発見して早期除去することができるような体制を現在構築していきまして、今後はその体制に沿ってやっていきたいと考えております。

それと、ダムの周囲に「ウキクサの投棄を禁止する」というような立て看板を立てて、注意喚起することを今後やっていこうと思っていまして、これまで以上のダム管理にしっかり取り組んでいきたいと考えているところです。

○安田委員 うちの近くに大きな池があるんですけども、そのウキクサがすぐ繁殖をしてしまう、取っても取っても毎年繁殖してしまっていて、そのたびにみんなで棒を持って、上げるようなところがあります。

それと、企業局も幾らか出されていると思うんですけども、幾らぐらい出されているんですか。

○山下ダム対策監 企業局と県の間で負担割合が決まっていまして、33%ぐらいが企業局の負担になっていまして、2億1,600万円の中で8,063万3,000円がその負担割合に沿った金額ということになります。

○安田委員 企業局も8,000万円ぐらい出すということですけども、やっぱり河川管理者は県土整備部です。耳川もそうなんですけど、ここまでは企業局がダム管理をするんだけど、全体的には河川管理者の県がいろいろ掘削とか行わないといけないというような——全部を企業局がしなくちゃいけないのか、こっちがしないといけないのかというのはあるので、そこら辺をしっかりと考えておかないといけないのかなと思います。

2億円が毎年要るようになったら困りますので、しっかりとした対策をこの2億円でやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○日高委員 本当に大きな額だと思うんです。写真も見せていただいたんですが、どれぐらいの期間でこの量になってしまったか分かりますか。

○山下ダム対策監 今回のウキクサにつきましては、昨年10月に確認されて、その後、速やかに除去作業の委託業務に出して進めていたところなんですけれども、4月末の段階で、最初は11ヘクタールぐらいあったのが、残り1ヘクタールぐらいまでには減少させることができたんです。その後、5月のゴールデンウィーク明けに爆発的に増殖をして、面積として40ヘクタールほどに増えたということでございます。かなり短期間で爆発的に増加したということになります。

○日高委員 11ヘクタールを1ヘクタールまで減らし、残りの1ヘクタールを除去することはできなかったということなんですか。

○山下ダム対策監 はい。11ヘクタールも、順次、滞りなく除去は続けていたんです。それが10ヘクタールを除いて、残り1ヘクタール、あともう少しで終わるというようなところだったんですけども、ゴールデンウィークが挟まったということもあって、取り切れなくて、それで増えてしまったというところになります。

○日高委員 分かりました。先ほど言われたように、しっかりと監視体制を整えていくということだったんですけども、これ以上、除去費用がかからないように、しっかりと対策を取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山下委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

○椎葉道路保全課長 委員会資料の20ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が1件であります。

事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

本件の事故につきましては、進行方向の左側のり面から突然落下した石が車両を直撃し、車両左側のフロントドアとリアドアを損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

本物損事故に伴って発生した損害賠償額は11万3,033円となっております、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります、引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいります。

○植村技術企画課長 県が出資しております公益財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況等について御報告いたします。

別冊の「令和6年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況につい

て）」を御覧ください。

冊子の報告書では115ページ、データの報告書では119ページをお開きください。

令和5年度の事業報告について御説明いたします。

1の事業概要であります、県及び市町村の委託を受けて、公共工事の積算検収や工事管理、アセットマネジメント支援などの業務を実施しております。

2の事業実績につきましては、積算等事業や施工管理事業などを実施したところであります。

次に、冊子の報告書では177ページ、データの報告書では181ページをお開きください。

令和6年度宮崎県出資法人等経営評価報告書でございます。

まず、上段の概要の上から4行目ですが、総出資額3,000万円のうち、県出資額が2,000万円で、県出資比率は66.7%となっております。

その下、設立目的でございますが、当機構は、県及び市町村の公共事業の円滑な執行を支援するとともに、建設事業の技術水準の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備を推進することを目的として設立された法人であります。

次に、その下の表の県関与の状況でございます。

まず、上段の人的支援につきましては、表の右側の令和6年度の合計にありますように、役員数は10名であり、その内訳は、常勤が3名、非常勤が7名となっております。常勤役員3名は、県職員が1名、県退職者が2名であります。また、職員数は合計19名で、そのうち県職員は6名であります。

次の財政支出等は、県の委託料のみで、令和5年度は2億3,246万円余となっております。

次に、主な県財政支出の内容についてです。

まず、①の積算等事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する業務で、令和5年度の決算額は1億5,591万円余であります。

②の施工管理事業につきましては、工事現場において、施工体制の点検を行う事業で、決算額は5,330万円余であります。

以下、③の研修等事業1,620万円余、④の資格取得支援事業615万円余となっております。

次に、その下の実施事業につきましては、①～⑨の9つの事業を実施しており、特に⑧のアセットマネジメント支援事業では、県内市町村の道路施設の定期点検などの支援を行っております。

次に、その下の活動指標であります。

まず、①の積算等事業受託数は、令和5年度の目標120件に対しまして、実績が103件、達成度は85.8%となっております。

目標には届いておりませんが、令和4年度から、受託数、受託額ともに増加しており、引き続き公共工事の発注業務の支援に努めてまいります。

次に、②の市町村等からの相談件数は、市町村への支援状況を判断する指標としまして、目標の80件に対しまして、実績が134件、達成度は167.5%となっております。

最後に、③の研修延べ受講者数は、研修事業の取組状況を判断する指標でございますが、目標の1,900人に対しまして1,857人、達成度は97.7%となっております。

新型コロナウイルスの影響から回復してきており、ほぼ目標どおりの開催実績となったところであります。

次に、冊子の報告書では178ページ、データの報告書では182ページをお開きください。

上段の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和5年度の欄を御覧ください。

列の一番上にあります経常収益は6億4,350万円余、その1行下の経常費用は6億6,633万円余となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、マイナス2,283万円余となっております。

中ほどの一般正味財産期末残高は5億7,093万円余となり、3行下の指定正味財産期末残高の3,000万円と合わせまして、表の一番下、正味財産期末残高は6億93万円余となっております。

次に、表の右側、貸借対照表の令和5年度の欄を御覧ください。

列の一番上にあります資産は8億7,561万円、その3行下の負債は2億7,467万円余となっております。

表の中ほどにありますように、資産から負債を差し引いた正味財産は6億93万円余となっております。

次に、ページ中段の財務指標についてです。

まず、①の収支バランスは、経常費用に対する経常収益の割合で評価しております。

令和5年度は、目標の100%に対しまして、実績値、達成度ともに^{*}96.8%となっております。

次に②の正味財産増減率でございますが、正味財産の増減の割合を評価する指標としまして、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価しております。

令和5年度は、目標の100%に対しまして、実績値、達成度とも99.5%となっております。

次に、③の市町村等からの収入比率は、市町村等からの受託の状況を判断する指標としまして、経常収益に対する市町村等からの収入の割

※35ページに訂正発言あり

合で評価しております。

令和 5 年度は、目標の 50% に対しまして、実績値が 63.9%、達成度は 127.8% となっております。

次に、直近の県監査の状況でございますが、令和 5 年度に公益認定等審議会による立入検査を受けたところでございますが、指摘事項はありませんでした。

次に、ページの一番下の表、総合評価ですが、表右側の県の評価の欄を御覧ください。

活動内容につきましては、積算等事業受託件数、研修受講者数が目標に若干届きませんでしたが、推進機構の設立目的に即した事業を積極的に実施しており、評価できると考えております。

また、財務内容につきましては、設定した指標をおおむね達成しており、健全な財務体質を維持していることから、評価できると考えております。

その下の評価につきましては、活動内容、財務内容、組織運営、全ての項目で良好の A としております。

続きまして、令和 6 年度の事業計画について御説明いたします。

冊子の報告書では 122 ページ、データの報告書では 126 ページをお開きください。

1 の基本方針は、下から 2 行目以降にありますように、今後とも、公益目的事業を的確に実施していくとともに、社会情勢の変化やニーズに的確に対応しながら、支援事業の早期展開に向けて取り組むこととしており、継続して、2 の事業計画にある 8 つの事業に取り組んでまいります。

冊子の報告書では 124 ページ、データの報告書では 128 ページをお開きください。

収支予算書であります。

(1) の経常収益は、表の中ほど、線で囲みました経常収益計の欄にありますように、当年度 6 億 9,538 万円余を見込んでおります。

また、(2) の経常費用につきましては、冊子の報告書では 125 ページ、データの報告書では 129 ページの中ほど、経常費用計の欄の 7 億 5,485 万円余を見込んでおります。

建設技術推進機構につきましては、以上でございます。

○田中道路建設課長 宮崎県道路公社の経営状況について御報告いたします。

冊子の報告書の 3 ページ、データの報告書の 7 ページを御覧ください。

まず、令和 5 年度事業報告書について御説明いたします。

1 の事業概要であります。一ツ葉有料道路の北線・南線の料金徴収及び休憩所の維持管理等を行いますとともに、橋梁の耐震対策等を行ってきたところであります。

2 の事業実績であります。表右側の事業実績欄を御覧ください。

北線の通行台数は年間 387 万 7,000 台余で、料金収入が 4 億 8,671 万円余、南線の通行台数は年間 438 万 9,000 台余で、料金収入が 5 億 7,024 万円余となっております。

次に、経営状況等について御説明いたします。

冊子の報告書の 179 ページ、データの報告書の 183 ページを御覧ください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

この報告書につきましては、令和 5 年度の事業終了時に経営評価を行い、作成しております。

まず、一番上の表の概要を御覧ください。

上から 4 行目の、総出資額は 29 億 8,700 万円で、

県出資比率は100%であります。

次に、中ほどの表の県関与の状況を御覧ください。

まず、人的支援であります、表の右側の令和6年度の欄を御覧ください。

役員数は合計4名で、そのうち県職員が1名、県退職者が2名、それ以外の者として公認会計士1名となっております。

また、3行下の職員数は合計11名で、そのうち県職員が4名、県退職者が5名、公社のプロパー職員が2名となっております。

その下の欄、県の財政支出等につきましては、該当ありません。

次に、下段の表、実施事業を御覧ください。

道路公社では、一ツ葉有料道路の維持、修繕、管理をはじめとする①～③の事業を行ってきたところであります。

次に、その下の活動指標を御覧ください。

活動指標は2つ掲げておりまして、①の一ツ葉有料道路利用台数につきましては、令和5年度欄にありますように、目標値716万2,000台に対して、実績値826万7,000台で、達成度は115.4%であります。

②の有料道路回数券販売活動につきましては、目標値2億9,901万3,000円に対して、実績値3億4,951万6,000円で、達成度は116.9%となっております。

次のページを御覧ください。冊子報告書では180ページ、データの報告書では184ページになります。

一番上の表の財務状況を御覧ください。

まず、表の左側の収支計算書でございますが、令和5年度の収入支出は、ともに11億992万円余であります。

収入は、通行料金収入が主なものであります。

支出につきましては、その内訳は、事業費は、道路補修や植栽等の維持管理費で5億8,315万円余、管理費は、公社役員、公社職員の人件費や管理諸費で1億734万円余、その他の支出は、償還準備金や損失補填引当金等で4億1,942万円余となっております。

次に、右の貸借対照表であります、令和5年度の資産は、公社の現金・預金等である流動資産と主に道路資産である固定資産を合わせまして235億6,407万円余となっており、その3行下の負債は、主に未払金や預り金である流動負債と法律で定められた特別法上の引当金である固定負債を合わせまして、205億7,707万円余となっております。

その下の資産から負債を差し引いた正味財産は、県の出資金であります29億8,700万円となっております。

次に、その下の財務指標であります、道路料金収入を指標としております。

指標の達成度であります、令和5年度欄にありますように、目標値9億2,465万円余に対し、実績値は10億5,696万円余、達成度は114.3%となっております。

次に、中段の表の直近の県監査の状況ですが、令和5年度財政援助団体等監査における指摘事項はありませんでした。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。

表の右側、県の評価であります、令和5年度は利用者の視点に立った管理運営及び利用促進に努めました結果、道路利用台数及び道路料金収入は目標値を達成しており、安定した管理運営が図られているものと評価しております。

引き続き、道路料金収入の確保や経費削減に取り組み、経営基盤の強化を図るなど、県出資金の全額償還に努める必要があり、さらに、国

土強靱化の観点から県民の生命、安全・安心な暮らしを守るため、道路等の計画的な補修、橋梁の耐震対策を着実に推進していく必要があると考えております。

次に、評価といたしましては、活動内容、財務内容、組織運営のいずれも A、良好としております。

続きまして、令和 6 年度の事業計画について御説明いたします。

冊子報告書の 7 ページ、データ報告書の 11 ページを御覧ください。

令和 6 年度の事業計画書であります。

1 の事業概要、2 の事業計画であります、引き続き料金徴収及び維持管理等を行うとともに、橋梁耐震対策に取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。冊子の 8 ページ、データの 12 ページになります。

3 の収支計画でございますが、収入は 11 億 4,799 万円余、支出は 22 億 5,649 万円余を見込んでおります。

なお、収支差の 11 億 850 万円余につきましては、毎年度、利益相当分を積み立てております償還準備金を充てることとしております。

○植村技術企画課長 すみません。先ほどの建設技術推進機構の説明の中で、1 点、訂正をさせていただきます。

冊子の 178 ページ、データの報告書で 182 ページになります。

ページの中ほどの財務指標の①の収支バランスにつきまして、実績値、達成度とともに「96.8 %」と御説明いたしましたが、正しくは「96.6 %」でございました。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○安田委員 一ツ葉有料道路の無料化について、

令和元年に国の許可を受けて 10 年間延長されましたよね。ということは、令和 10 年から無料化される計画になるんですかね。

○田中道路建設課長 延長いたしまして、令和 11 年度——令和 12 年の 2 月までとなっております。

○日高委員 再確認ですが、令和 12 年 3 月から無料化の予定ですか。

○田中道路建設課長 ただいまの計画で行きますと、その計画で収支の計画をしております。

○日高委員 無料化しても橋梁の部分であったり、しっかり取り返せるような状況なんですか。

○田中道路建設課長 ただいま橋梁耐震工事を行っております、令和 7 年度まで実施する予定でございますが、今のところ、橋梁の耐震工事等に費用を要しております、令和 6 年度の事業計画で御説明しましたが、収支が 11 億円ほどマイナスになる時期がございます。それが耐震工事の来年度まで若干マイナスがあるんですが、令和 8 年度以降は耐震工事が終わりますので、今のところ、またプラスの収支になると見込んでおまして、無償期間までには県の出資金を捻出できるというふうに考えております。

○日高委員 引き続きよろしくお願ひします。

別になるかもしれないですけども、最近、一ツ葉有料道路の海側のほうの木がすごく茂っているんですが、もともとほとんどなかったんですよね。防潮林と防風林は、道路の西側の部分で十分だと思います。昔、あそこの景観が、海が見えてすごくきれいだったんですけども、今は一ツ葉有料道路から、ほとんど海が見えていないので、魅力がどんどん失われているのかなという思いもあるのですが、そのあたりの管理は県でよろしいんでしょうか。

○田中道路建設課長 毎年、維持管理等の費用

も支出いたしまして道路の維持管理をしておりますが、今、お話のありました点につきましては、また現状を確認させていただきまして、対応できるものについて対応していきたいと思っております。

○日高委員 レストハウスも含めて、とてもいい環境にあると思いますので、よろしく願いいたします。

○山下委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○和田河川課長 日向灘における地震及び台風第10号による被害状況について御説明いたします。

委員会資料21ページを御覧ください。

まず、8月8日に発生した日向灘における地震による被害状況であります。

(1) 公共土木施設の被害は、県・市町村合わせて3件、2億7,800万円を国に報告しております。

(2) 県の主な被害内容ですが、下の写真にもありますように、河川では、日南市の広渡川など2河川で堤防の損傷等、港湾では、油津港など3港湾で岸壁の損傷等、その他土砂災害として高千穂町で崖崩れが発生しております。

22ページを御覧ください。

次に、8月26～30日にかけての台風第10号による被害状況であります。

(1) 公共土木施設の被害は、今月9日時点で、県・市町村合わせて268件、85億1,750万円を国に報告しております。

(2) 県の主な被害内容は、下の写真にあり

ますように、道路では、日向市東郷町の国道446号、椎葉村大河内の国道388号など、14路線の36か所で道路の決壊等が発生し、今月11日時点で、3路線4区間が全面通行止めとなっており、昨日時点においても変わりはありません。

また、河川では、都農町の名貫川など54河川の75か所で護岸の決壊等、ダムでは木城町の松尾ダムなど2ダムで流木等の堆積、海岸では宮崎市の宮崎海岸赤江地区など9海岸で流木等の漂着、その他土砂災害として椎葉村など13か所で崖崩れが発生しております。

現在、災害査定に向けた手続を進めており、引き続き早期復旧を図るため、全力で取り組んでまいります。

○岩切港湾課長 宮崎港における「みなと緑地PPP」活用の検討について御説明します。

資料の23ページを御覧ください。

この資料の下段の右下の写真であります。

写真の左側に、第11岸壁(国際観光船バース)と記載しておりますが、この背後にある緑地5.4ヘクタールにおいて、検討を開始したところであります。

上段の青枠、1の背景を御覧ください。

この周辺では、1つ目として、緑地連絡橋が令和6年度に供用開始、2つ目として、宮崎駅から港まで延びる市道宮崎駅東通線、約2.3キロメートルが令和7年度に全線開通するという環境の変化がございます。

これにより、港周辺におけるヒトとモノの流れが大きく変化する可能性があると考えております。

また、2として宮崎港が抱える課題と申しますか、対応したいことを4つ記載しております。

1つ目は、港湾緑地の有効活用であります。

これまで、第11岸壁付近では「宮崎みなとま

つり」といった大型イベントとか、クルーズ客船が寄港したりしてにぎわってきました。

日常的には、地元の方を中心に利用があるというものの、隣の岸壁には毎日カーフェリーが接岸しているという、海の玄関口というポテンシャルを十分に生かし切れていないという状況にあります。

2つ目に、南海トラフ巨大地震による津波に対して、フェリーターミナル利用者等の避難場所が近隣に十分確保できていないという、港利用者の安心・安全の確保がございます。

さらに3つ目として、宮崎港の取扱貨物量ですが、これが近年は約700万トンで、伸びる状態になっておりません。西地区における取扱貨物量を確保していくということも対応すべきものと考えております。

最後に4つ目、既存施設の維持管理として、フェリーターミナルをはじめとする施設の老朽化や港湾緑地の維持などが挙げられます。

これらへの対応として、国が令和4年度に創設した新しい制度であります「みなと緑地PPP」の活用を検討してまいりたいと考えております。

24ページを御覧ください。

「みなと緑地PPP」とは、港湾緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と、その収益を還元して緑地等の再整備等を行う民間事業者に対して、緑地などの行政財産の貸付け、これを可能とする認定制度であります。

この制度は、令和4年11月の港湾法改正の折に導入されております。

整備イメージを左側にお示ししております。

真ん中の図に緑色の線ですけれども、行政財産貸付けとありますが、ここを民間事業者に貸し出して、青枠写真のように、飲食店を民間事

業者が整備をして、そこで得られた収益の一部を使って、赤囲みの写真のように、植栽の整備、緑地の維持管理、休憩所の整備といったものを行うというものであります。

この制度を活用するメリットとして考えられるものを、右側に関係者のメリットとして記載しております。

まず、緑地の利用者に関しましては、施設の整備によってサービスが充実する、また、リニューアルによって利便性、快適性、安全性が高まることが想定されます。

その下の民間事業者につきましては、飲食店や売店等の収益施設を長期間安定的に設置でき、かつ緑地を一体的に整備することで魅力がアップして、収益の向上にもつながることが考えられます。

さらに港湾管理者としても、緑地等の整備や管理に係る経費など財政負担が軽減されるということが想定されております。

次に、現在の取組状況について御説明します。

23ページに戻っていただきまして、下の3、スケジュールについてであります。

令和6年度は、薄いグレーに着色したこの2つを現在実施中であります。

まず、その上のほうのトライアル・サウンディングですけれども、これは緑地において適しているイベントなどを把握してもらうために、実際にいろいろな催物を実施してもらう社会実験といったようなものであります。先月7月4日から募集を開始して、年末を期限としております。

こういったイベントを開催する前には、通常では、主催者が事前に管理者である港湾事務所と細かな協議を行って、使用の届出を行います。しかし、今回、トライアル・サウンディングに

関するものであれば、大まかな内容、これを届けていただければ開催できることとなります。

下のサウンディング型市場調査につきましては、課題への対応として具体的な提案を民間事業者から募集するものであり、8月20日～11月15日の期間を設定しております。

この調査では、課題への対応となる施設設備や使い方の提案、こういったものを期待しております。提案いただく民間事業者との対話や、やり取りを重ねながら、PPPの制度活用を模索していきたいと考えております。

そのあと、サウンディング型市場調査の結果を取りまとめることとしております。

その次の青の矢印でありますけれども、現在の港湾利用者等の関係者と公募を行うための整備について意見交換してまいります。

その後の公募開始時期につきましては、赤の破線でお示ししておりますように、令和7年度以降になるものと想定しております。

このみなと緑地PPP制度をうまく活用しまして、宮崎港におけるにぎわい創出をはじめ、使いやすく、親しみやすい港となるよう、関係者とともに取り組んでまいります。

みなと緑地については、以上であります。

続きまして、港湾脱炭素推進計画について御説明します。

資料の25ページを御覧ください。

まず、計画作成の背景と必要性であります。

我が国の温室効果ガス排出削減の取組として、国土交通省の港湾局では、港湾エリアの脱炭素化によって、臨海部における産業構造の転換を促して、荷主や船社から選ばれる競争力のある港湾を形成する取組であるカーボンニュートラルポート——略してCNPと申しますが——を推進しております。

このため、令和4年の港湾法改正によって、港湾脱炭素化推進計画の作成が盛り込まれました。

全国的に見ますと、7月時点で重要港湾以上の規模である125港湾のうち88港湾、約7割において計画への取組が始められている状況であります。現在、荷主や物流業界から選ばれる港湾となるために、本県の重要港湾においても計画作成の取組が必要と考えております。

ここで、CNPのイメージについて御説明します。

次の26ページを御覧ください。

港湾は、サプライチェーンの拠点であるとともに、温室効果ガスの排出量が多い清掃業や運輸といった企業が多く立地している状況にあります。

このため、これまで使用していた石油や石炭よりも環境負荷の少ない液化天然ガスやバイオマス、アンモニアなどの新エネルギーを中心に産業構造の転換を進めることによって、国の目標である2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するものであります。

具体的な内容につきましては、図の右側に4つ、色を分けて区分しておりますとおり、上のほうから船舶、水素等の受入環境の設備、港湾オペレーションの脱炭素化、臨海部立地企業等の脱炭素化について、ポツで代表的な事例を計13お示ししております。この13の取組を多く行えるのは日本を代表するような港湾——国際戦略港湾とか国際拠点港湾でありまして、例えば、先行している川崎港の計画では、構想段階ではありますけれども、新エネルギー燃料船の導入を計画している企業もあるということで、そういった取組が記載されています。

本県の重要港湾は、背後圏の地域経済に与え

るといった規模でありますので、取組が見込まれる内容としましては、ポツの中の後ろに星印をつけております。太陽光発電の設置や照明のLED化、一部ですけれども、バイオマス発電所の建設などであるというふうに考えております。

25ページにお戻りください。

2段目の計画作成のための体制であります。

この計画につきましては、多岐にわたる主体が関係すること、また継続的かつ計画的な取組とするために、港湾脱炭素化推進協議会を組織して進めていくこととしております。

全国的には、臨海部の立地企業をはじめとする5つの区分で組織されることが多いことから、昨年度から細島港で取り組んでおりますけれども、その協議会でも、同様の区分で、立地企業を含む総数22者で構成しているところであります。

次に、左下の計画に定める事項であります。

内容としましては、この5つのポツを記載することになっていて、細島港の計画では、3つ目にあります港湾脱炭素化促進事業に、太陽光発電施設の設置といった取組を記載するという状況であります。

最後に、スケジュールであります。

右側に記載しておりますけれども、県内で先行している細島港につきましては、昨年11月に協議会を立ち上げ、14者からヒアリングを実施した後、現在、結果の取りまとめを行っております。

今後の見込みとしましては、11月開催予定の第2回協議会で素案を提示した後に、パブリックコメントを経て、第3回協議会において最終案の提示、計画の公表へと進めてまいります。

また、その後も、計画の進捗や効果を検証し

ていく協議会を継続的に開催していく予定であります。

同様の取組を、今後、宮崎港、油津港についても検討してまいります。

○山下委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○本田委員 資料25ページの港湾についてなんですけれども、重要港湾というのは、宮崎県というと、細島、宮崎、油津の3港でございましょうか。

○岩切港湾課長 宮崎県内の重要港湾は、今、委員がおっしゃっていただいた3つとなります。

宮崎県の中で大きいところとしましては、この3つ、あとは地方港湾という状況になっております。

○本田委員 もう一点だけお聞きしたいのですが、このCNPなんですけれども、調べてみると、全国では、港湾地区に二酸化炭素を排出する工場の60%が集積をしているというような記述があるんですけれども、宮崎県では港湾に二酸化炭素を排出する工場がどれぐらい集積をしているのかが、分かれば教えていただけないでしょうか。

○岩切港湾課長 宮崎県の港に工場のような企業、清掃業の企業がどれぐらい張りついているかという御質問ですけれども、3つの重要港湾を見ると、細島港については工業港という位置づけもありまして、幾つか張りついているという状況にありますが、割合としては非常に少ないと思います。

宮崎港、油津港については、工場地帯が張りついているという状況にはございません。

○山下委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、その他では何かありませんでしょうか。

○日高委員 みなと緑地PPPなんですけど、フェリーターミナルの老朽化とありますけれども、これは、何か予定があるのでしょうか。

○岩切港湾課長 フェリーターミナルにつきましては、平成2年に宮崎港に航路が就航したときにできておりまして、かなりの期間がたっています。自然条件も厳しいところですので、かなり悪い状況が続いているということで、これをどうにかしないとという問題意識は、ずっと県は持っておりました。

こういった緑地のにぎわいという取組の中で、そういったものと併せて対応できないかということで、提案を今、募集している状況にあります。

○日高委員 津波の避難所とかも必要だということで、一ツ葉の港の辺りも高台ができたんですけれども、せっかくお金をかけて造るのであれば、津波が来る方向は分かっているので、津波の方向に向けて、船の形をしたビルを造っていただいて、上のほうを避難所にする——フェリーのターミナルとして通常使って、上の会議室を避難所にするという形にさせていただくと良いと思います。

ただ、高台を造っても、夏、誰も利用していないんですよね。すごくもったいないと思っていて、何かこう活用できるような形をつくっていただきたいなというのがありますので、もしもそういう検討をされているのであれば、フェリーターミナルプラス避難所のイメージを検討していただきたいと思います。

○岩切港湾課長 まさに、今、委員に言っていたような提案が民間から出てこないかなということで、この期間を楽しみに待っている

という状況にあります。

○山下委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

暫時休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時14分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、24日火曜日に行いたいと思います。

開会時間は午後1時といたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのように決定します。

その他で何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

午後2時14分散会

令和6年9月24日(火曜日)

午後1時0分開会

出席委員(7人)

委 員 長	山 下 寿
副 委 員 長	今 村 光 雄
委 員	日 高 陽 一
委 員	安 田 厚 生
委 員	本 田 利 弘
委 員	松 本 哲 也
委 員	渡 辺 正 剛

欠席委員(1人)

委 員	外 山 衛
-----	-------

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	岩 下 恵 美
総 務 課 主 任 主 事	徳 永 采 香

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時1分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

一括採決とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第6号、議案第8号及び議案第21号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第6号、議案第8号及び議案第21号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時3分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については、継続審査としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることいたします。

次に、10月22日火曜日から10月24日木曜日に

予定されております県外調査につきまして、御意見、御要望等を伺いたと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時8分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、10月29日に予定されております閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたと思いますが、暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時10分再開

○山下委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、10月29日火曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山下委員長 以上で委員会を閉会いたします。

午後1時10分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 山 下 寿